

(分類工外5.1.1-1)

秘

高等法院検事局思想部

思想月報

第十一號

昭和七年二月十五日

本報は、思想部が、  
各階級の、  
思想界の、  
動向を、  
調査し、  
報告する、  
ものである。

目次

- 一、朝鮮共産党日本總局 解体聲明書
  - 二、朝鮮共産党青年會本部 判決有罪確定
  - 三、高麗共産党青年會日本部 再組織公判概況
  - 四、思想犯釋放者の保護について
  - 五、光少學生事件檢訃調書
  - 六、光州學生事件被告人等陳情書
  - 七、具然欽確定判決
  - 八、韓國唯一独立党上海促成會綱領規約及細則宣言
  - 九、全鮮思想事件月表(昭和六年十二月分)
  - 十、思想語彙
- 附録
- 日本共産党事件公判概況(第三十四報乃至第三十七報)



9451-2

1612



9451-2

1611

I-0692

本月號には老翁學生事件の記録より秘密結社所在場所の檢  
証調書及び第二審裁判長に対する被告人の陳情書（月報六號  
参照）を採録しました。高森共產青年会日本部再組織事件  
の公判概況は東京に於ける朝鮮共產主義運動の公判闘争  
を知る材料と思ひます。  
韓國唯一の共産党上海促進会綱領等は具忽欽事件の証據  
物であり、朝鮮共產党日本總局、高森共產青年会  
日本部解体聲明書は、日本内地に於ける朝鮮人共產主義  
運動の一大変革を暗示するものと思ひます。斯くて或は將  
來は日本共產党の中に朝鮮本部なるものが出来るのではな  
かと思ひます。この事は同時に朝鮮に於ける内地人共產主義  
者は朝鮮共產党に對し如何なる關係を結ぶかの問題を示唆  
するものと思ひます。共產党一國一党主義が確立するものと  
思ひます。この推移は極めて重要なことと思ひます。日本共產党  
事件公判概況は第三、三報は処理しませぬ。御諒取を願ひ  
ます。  
（伊藤記）

S 9451-2

1613

I-0692

朝鮮共産黨日本總局、高麗共産青年會  
日本部 解體聲明書

(一九三三年一月七日発行第八十四號第二無産者  
新聞所載)

日鮮労働者農民諸君！

我が總局及共青日本部は一九二六年朝鮮共産黨  
及高麗共産青年會の日本に於ける派遣部隊として結  
成され來在日本朝鮮人労働者運動の指導に當つて來  
た。かゝる黨及共青の海外部隊が尙該地域のプロレタリア  
運動と何等の有機的關聯なく独立的に存在してゐたと  
謂ふ事は尙時の特殊の客觀的諸情勢に照應するもの  
とは云へ確かか二つの變則的存在たるに變りはない。故にこれ  
らの組織はその成立尙時から既に一定の歴史的制限性を  
それ自らの中に内包するものであり、近き將來に於ける尙



9451-2

1614

談地域のプロレタリア運動への解体を自己の歴史的見透し  
として持つものであつたのである。然るにこの解體的問題が  
未だ實踐的問題として我々の前に提起されるに先立つて  
一九二八年末我總局及日本部は白色テロルの乱舞の中に  
その陣營を破壊さるべく余儀なくされたのである。さうして  
この尙然提起されるべくして、され得なかつた解體問題は只  
の後大衆自身の自然成長的創意に依り實踐に移され日  
鮮プロレタリアの階級的協同は廣汎な階級戦線の現實的  
事態としてあらわされるに至つたのである。このことは既に彼  
等が狹隘な民族的分限を超越して労働階級としての共同  
の運命と共同の使命を自覚し彼等の最も依頼すべき盟  
友を互にその現實的闘争の過程に於て見出しつゝ、あ  
ることを立証するものであり、同時に我が總局の歴史的任  
務の終了とその解體の實踐的可能性を保證するもので  
なければならぬ。然るに我が總局は一九二六年國內に於



9451-2

1615

I-0692

ける二月事件に次ぐ總會自身破壊等前記の事情に依りこの解体の任務を一定の見通しの下に意識的に遂行し得なかつたために、未だ一部大衆の間には我總局の解體が敵の壓力による一時的現象の如く誤認し或は今尚政治的指導部隊としての總局が現存するか如き幻想を抱いて居るものさへ有りではない。我々が今更めて自己の解體を聲明する理由は寧ろ茲にあるのである。そうしてその解體は尙然黨の決意に基き、その上部機關の指令に依るべきであるにも拘らず、今日國內の諸情勢はこの正常な手續を許さない現状にあるのである。因つて我々は總局及共青日本部の自発的意志によりこの討議に参加し得ない事情にある一部の同志を除き全負一致を以てこの解體を決議するに至つたのである。従つて我總局及共青日本部の成立及解體過程は一定の歴史的段階に於ける客觀的諸條件により決定されたるもの

聲明

S 9451-2

1616

であつて決して一部増教者共が唱へる如く不幸な過去への自己懺悔のみなげれば誤れる方向の單なる清算でもない。これに就くは何れ機を更めて具體的な論議を試みられるであらう。唯残る問題は解體に附随して尙然解決と整理とを要すべき若干の問題と我々の今後の実践的方向である。然しこれに就くもこの短い聲明書の中にこれらの問題の輪廓を提示する事は不可能である。只解體が單なる陣營の解體ではなく新しき斗争への轉向である事を云へば足る。我々は日鮮プロレタリアのあらゆる革命的組織の中に自己の階級的任務を見出すのであらう。

S 9451-2

1617

I-0692



その部署と異にするとは云へ我總局の輝ける革命的  
傳統と牢固たる闘争的精神とは我々の新しき陣頭に  
輝くであらう。

(昭和七年二月二日、司法省刑事局情報に依る)

警 三



9451-2

1618

I-0692

支那人襲撃事件判決有罪確定(第五報)

											平壤地方	言渡廳
											平南	本籍
											平南	住所
農	面	時	雜	雜	修	理	理	勞	職		勞	職
業	小	計	役	貨	繕	髮	髮	働	セ		働	業
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	年
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	犯
			商	器					商	建	商	犯
			品	物					品	造	品	行
			破	破					破	物	破	行
			毀	毀					毀	破	毀	行
												確
												定
												刑
												刑
趙	孫	金	朴	李	李	李	李	康	尹	李	沈	氏
相	公	昌	景	炳	一	恭	泰	龍	道	根	鍾	名
鎬	燦	萬	雲	燮	駿	在	雲	成	赫	化	禮	名

S 9451-2

1620

											平壤地方	言渡廳
											平南	本籍
											平南	住所
理	勞	洗	勞		職	洗	職	農	職		農	職
髮	働	濯	働		セ	濯	工	業	工		業	業
業		業			工	業	社					業
三	三	一	二		二	二	二	一	二	二	一	年
一	八	八	〇		三	三	三	一	四	四	九	犯
	商	家				建	建	放	放	放	放	犯
	品	庭				造	造	火	火	火	火	行
	破	道				物	物	住	住	住	住	行
	毀	具				破	破	家	家	家	家	行
		破				壞	壞	破	破	破	破	行
		壞						壞	壞	壞	壞	行
												確
												定
												刑
												刑
尹	李	姜	金	李	朴	田	崔	安	氏			氏
永	奎	性	義	亨	萬	井	長	仁	名			名
鎬	厦	道	駿	燮	好	鈞	壽	錫				

S 9451-2

1619

I-0692

言渡廳	平壤地方	平南	平南	護謨職工	二一	毆打重傷	三年	沈寶賢
本籍	黃海	平南	麵屋雇人	二四			七年	鄭在榮
住所	平南	平南	犯時	二五	毆打殺害	憲役十三年		李士得
職業			犯時	二五				氏名

以上三十七名(累計八百三十五名)



9451-2

1622

京城地方	平壤瀋審	平南	平北	無職	二一	毆打殺害	憲役十年	金瑁新
京畿	平南	平北	牛車夫	無職	二一			李泰燁
京畿	平南	平北	無職	無職	一六			韓雲澤
無職	新聞記者	農業	無職	飲食店	一八			朴仁成
無職	新聞記者	農業	無職	飲食店	一八			宋達成
無職	新聞記者	農業	無職	飲食店	一八			趙樂根
無職	新聞記者	農業	無職	飲食店	一八			楊京根
無職	新聞記者	農業	無職	飲食店	一八			林仲麟
無職	新聞記者	農業	無職	飲食店	一八			金鳳翼



9451-2

1621

I-0692

高麗共產青年會日本部再組織公判概況(第九報)

被告人 金東訓

右ノ者ニ関スル標記公判ハ十月二十七日午前十一時十分ヨリ東京地方裁判所陪審第一號法廷ニ於テ神垣裁判長 児玉 吉浦 西陪席判事 丸根事係 阿河 大森 西辯護 人立會ノ下ニ公開禁止ノ儘引續キ續行午後四時二十分閉廷セルカ其ノ状況左ノ如シ

記

午前十一時十分ニ至リ被告人金東訓静カニ入廷ス裁判長被告ノ本籍 住所 氏名等ノ審理ニ入り之レヲ終リタル後檢事公訴事實ノ陳述ニ入ル

檢事ハ高麗共產青年會カ革命的ノ手段ニ依リ朝鮮ノ獨立ヲ謀リ私有財産制度ヲ否認シ朝鮮ニソレヲアテテ裁ノ社會ヲ樹立ス因ツテ以テ共產主義社會ノ實現ヲ目的トスル秘密結社ナル処被告人金東訓ハ大正十五年一月

金一

勉學ノ目的ヲ以テ東京ニ來リ早稲田大學高等學院文科ニ入學シタルカ豫テヨリ民族主義思想ヲ懷キ支那革命其他世界諸國ニ於ケル民族革命運動並ニ第一次朝鮮共產党檢挙ノ報道ヲ接シ社會運動ニ興味ヲ覺エ遂ニ共產主義ニ共鳴スルニ至リ昭和四年二月朝鮮ノ解放ヲ主眼トスル新幹會東京支會會長ニ選ハレ東京朝鮮民族解放運動ニ從ヒ居リタル電昭和四年三月中旬頃東京市牛込区早稲田町九番地酒井方密時被告入下宿先ニ於テ高麗共產青年會員印貞植ヨリ被告入ハ高麗共產青年會日本部東京区域局責任者ニ内定セル旨告ケラレタル処被告人ハ同會カ前記ノ如キ目的ヲ有スル秘密結社ナルコトノ情ヲ知りナカラス同局責任者タルコトヲ承諾シテ同會ニ加盟シ尔來各所ニ於テ区域局會議ヲ開催シ會ノ目的遂行ノ爲ニ活動シタルモノナリ云々ト述ヘ公訴事實ノ陳述ヲ終ル



9451-2

1624



9451-2

1623

I-0692

裁判長被告人對之公訴事實對之意見辯解ヲ求ムルヤ被告人「吾々ハ公判開廷ニ際シテ左ノ四項目ヲ要求スルト前提シ

一、統一裁判ノ要求

二、裁判ノ公開

三、法廷内ニ於ケル朝鮮語使用ノ自由

四、政治的犯人ノ即時釈放

四件ハ容レラレサルニ於テハ審理ニ應ズルコトハ出來ナイ又日本共産党ハ既ニ供合公開ニテ審理ヲ續行セルニ本件ノ分離暗黒ノ内ニ審理セリトスルハ民族の差別ニ甚敷ク云々ト述ヘタルヲ以テ裁判長被告人ニ對シテ改メテ事實審理ニ應ズルヤ否ヤ並ニ訊問ニ就キテハ意見辯解ヲナスヤ否ヤヲ問フニ事實審理並ニ訊問ニ應ズル旨ヲ答ヘ雖モ事實審理ニ入ル前科ノ有無ニ關シ訊問スルヤ被告ハ前科ナキモ拘留ハ數回アル方之レハ何等理由ナクシテ拘留サレタ

金 二

ルモノナリトテ警察犯処罰令、治安警察法、治安維持法朝鮮總督府制令ノ四法律ノ撤廢ヲ要求ス。次ニ共産主義信奉ノ點ニ關シテ訊問ニ對シテ自分ハ朝鮮民族ノ徹底の解放ヲ期スルモノナルト述ヘタル後自分ハ永イ間拘禁ニ依リテ意識力明瞭ヲナイカラ正確ニ述ヘル為メ豫審決定書ヲ貸與シテ貫ヒタイト要求シタルモ許サレズ。入會ノ事實ニ關シテハ印負植ノ紹介ニ依リ入會セルモ此ノ事實ハ後日判明シタルモノナリト述ヘ青年會ノ性質ノ訊問ニ對シテハ矢張り青年會ノ行動總領カ証トシテアルカラソレノ提示ヲ願ヒタイ其ノ上詳細説明スルトテ明瞭ナル意見ヲ述ヘス又「ヤチエ」カ責任者ノ決定並ニ會ノ方針ニ關スル訊問ニ對シテハ明答ヲ避ケ此ノ時被告ハ「連續的ノ訊問ニテハ前後錯綜シ訊問ニ答ヘラレナイカラ個々ニ就キ訊問シテ欲シト苦情ヲ訴ヘタル後之等ノ事實審理ニ關シテハ同志陸學林ノ立會ヲ求メルト要求セル後豫審調ノ各項ニ付キ審

S 9451-2

1626

S 9451-2

1625

I-0692

理ヲ為ス  
第一ノ運動方針ハ其ノ就テハ印貞植ヨリ報告セルニ非ズ  
テ自分カ述ヘタト云ヒ第二ノ点ニ付キ審理セルトスル又被告  
ノ總テノ訊問ニ對シテハ相當ノ豫備知識ヲ必要ナル之レヲ  
為刑務所内ニ參考考書ノ差入ヲ願ヒ度クト要求シ辯  
護人ヨリモ日本共產黨被告ニ對シテハ裁判所於テ協議ノ上  
參考資料ノ差入カマツタ旨ヲ述ヘタル上被告人ノ意志ニ添  
ヒタキ旨ヲ附加ヘ裁判所ニ於テハ合議ノ上其ノ必要ナシト  
告ク次テ第二ノ点ニ入りタルガ区域局會議院催ニ関シテハ已  
域局會議ハ一回開催セルノミテ其ノ後ハ印貞植ハ帰鮮ニ依  
リ開催シナカマツト述テ第三ノ点ニ関シテハ大體之ヲ承認  
シ第四ノ東京労働組合代表者會議ノ点ニ関シテハ報告ハ  
陸學林ヨリ受ケタルモ自カヨリ指令ヲ發シタルコトハナシト  
述テ此時阿河辯護人ヨリ都合ニ依リ休憩セラレタ旨ヲ  
要求シ零時十五分休憩ヲ宣ス

S 9451-2 1627

午後一時二十五分ニ至リ再開午前ニ引續キ事實審理ニ  
入り第五ノ労働總同盟ノ行動綱領決定ノ件ニ入りタルカ其ル  
事實ナシト述テ第六ノ新幹會行動綱領訂込ノ件並  
ニ金谷斗實無所属會員トナス旨ノ協議ニ関シテハ前者ハ  
否認シ後者ノ承認ス第八ノ自衛團組織ニ関シテハ三團ハ  
第一次組織出カ時ヨリ結成セラレタルモノニシテ特別ニ組織シ  
タルモノニ非ズ且ニ一時中止セルヲ復給セルノミナリト答テ  
事實審理ヲ終リテ裁判長ヨリテ被告ハ高瀬共產黨青年  
會東京区域局責任者ナルヤ同會ノ性質ヲ簡單ニ述ベ  
ルハ如何トノ旨ニ對シ被告ハ「高瀬共產黨青年會ハ被擄取  
朝鮮労働者由農長青年ノ共產主義的表面的合法的  
政治闘争團體デス」ト述ベタル後事實審理ニ関シテ事實  
ノ相違セル点多クアルニ依リテ之ヲ陳述シタイトテ被告ノ擄  
問ニ依リテ調書ハ出来タノデアルト種々具體的ニ擄問ノ事  
實ヲ列挙シタリ此時檢事 裁判長ニ許可ヲ得被告ニ

S 9451-2 1628

I-0692

對被告ハ會ノ性質ヲ知ラズシテ入會スル理由ハ解ラナイ  
又會ノ性質ニ就キ合法的表面的政治闘争團體ナル理  
由及總テノ区域局會議ニ於テ朴文秉ノ出席ナレト陳述  
シタル點ニ付テ回答ヲ求メタルニ入會當時會ノ認識ニ就  
テハ確答セズ入會ノ性質ノ合法的トハ大衆ノ承認ニ依リ又  
之カ北背景ニテ樹立シタルニ依リ合法的ナリ又表面的トハ大  
衆的ナルカ故ニ當然表面的性質ヲ有スルモノナリト答ハ  
之衆ノ出席セサル點ニ關シテハ区域局ニ何等直接關係ナレト  
テ努メテ出席ヲ否認ス此ノ時辯護人ヨリモ青年會ノ目  
的性質、國際共產黨トノ關係行動綱領朝鮮共產黨ト  
高麗共產黨青年會トノ關係ニ就キ質問アリタルニ對シ青年  
會ノ目的性質ニ關シテハ入會直ニ明答スルコトハ出来ナイ參  
考資料ト多クノ猶豫ヲ與ヘシタリ更ニ裁判長ニ書類、  
閱覽ヲ要求ス而シテ証人トシテ朝鮮青年同盟行動綱  
領中會カ目標トスル綱領ヲ摘出讀上ク國際共產黨青

金ノ四

S 9451-2 1629

年會トノ關係ニ付テハ知ラズ朝鮮共產黨ト青年會トノ關  
係ニ就テハ關係アリト答フ終リテ証人トシテ裁判長  
ノ入會ノ事實責任者トナリタル経路其他各証人ノ証  
言ヲ讀聞ケ証人トシテ被告ニ對シテ意見辯  
解ヲ求ムルヤ被告トシテ第一次事件ノ人金漢卿、中  
島濂、金鶴儀、宋在洪並ニ佐野學、徳田球一等ノ証  
人申請ヲ為シ辯護人ヨリモ証人トシテ佐野學一名ヲ申請  
之カ理由ヲ述フ檢事ト被告ノ入會ノ事實ハ証人トシテ  
テ明カナリ各証人申請ハ必要ナレト意見ヲ述フ  
被告人ト檢事ト佐野學カ本件ヲ知ラス關係ガナリト云フカ  
ソレナコトハナイ是非未定ト希望スルト述ベタル後裁判長  
會議ノ為メ一時退席ス時ニ午後二時五十分  
直ニ開會裁判長証人申請ニ對シテ全部却下ノ決定ヲ為ス  
要テ檢事ノ論告並ニ裁判長ノ檢事ト本被告ハ徹頭  
徹尾審理ヲ受ケ事實審理ニ於テハ大体承認シテ中心

S 9451-2 1630

I-0692







體ノ改革ト云フ議論ヲ為ス者モアリ此問題ハ重要ナル  
ノ問題ナル又粒事ハ例ヲ凡少ノ一寒村カ独立シタ  
ル場合ヲ述ヘラレタカ斯ル議論ハ成立シナイト思フ又私  
有財産制度ノ否認テアルカ青年會ハ南面ノ目的ハ民  
族解放テアツテ無産者ヲ解放シ無産階級ノ時代ヲ  
現出スルコトハ南面ノ問題ヲナイ將來ノ問題ニ就テ  
想像シテ斷罪スルハ南ヲ得ナイ若大土地ヲ没收スル  
コト並ニ産業ヲ國有ニスルコトカ私有財産制度ノ否  
認ト云フナラハ合法政党タル大衆党、社民党ニ於テモ  
資本主義排斥ノ項ハ之ニ該當スルモノト思料  
スルカ南局ノ斯ル團體ニハ何等構ハス唯共産党ノ之  
ニ該當スルモノトシテ處罰スルハ偏頗ナル裁判ヲ  
アル吾々ハ青年會ハ朝鮮ノ革命青年ヲ養成ス  
ル機關ヲアツテ所謂治安維持法ヲ以テ論スヘキモ

金 六

S 9451-2 1633

ノニ非スト信ス依テ無罪ヲ主張スル云々ト辯論ヲナス  
最後ニ被告人檢事ノ論告ヲ非難シ治安維持法適用  
用ハ誤リナリト論シタル後「吾々ハ二千萬朝鮮大衆ノ  
為働イテ居ル者テアル、會ハ朝鮮民衆ノ代表者ヲ  
アル而シテ朝鮮人ノ最モ正當ナル要求ヲ為シ、ア  
ルモノテアル決シテ罪トサルヘキナリ故ニ吾々ハ吾々  
ノ運動ヲ妨害スル治安維持法、治安警察法、朝鮮  
總督府制令等、即時撤廃ヲ要求スル云々ト述ベ最  
後ノ陳述ヲ終ル  
裁判長結審スルニ日ヲ宣シタル後判決言渡ハ來ル十一  
月二十四日午前十時ヨリナス日ヲ告ケ午後四時十八分  
閉廷セリ、  
（昭和六年十月二十九日警視廳情報ニ依ル）

S 9451-2 1634

I-0692

朝鮮共產黨元日本總局及高麗共產黨青年會日本部  
黨員控訴公判準備手續概況

首題事件治安維持法違反被告(第一次檢挙)金漢卿以下二十九名(三十名ナリ)之泰炳魯八控訴取下ヲ為シ第一審判決言渡懲役三年六月未決拘留三百五十日通算ニ服罪昭和六年五月八日ヨリ千葉刑務所ニ收容中(ハ昭和六年三月三十一日東京地方裁判所ニ於テ判決言渡ヲ受ケタルニ對シ控訴シ尔来東京控訴院ニ於テ審理中ナリシカ本年七月ヨリ東京地方裁判所宮城裁判長係リテ審理中ナル日本共產黨被告佐野學以下首腦部ノ公判カ公開統一ニテ續行中ナルニ刺戟セラル本件被告等ニ辯護士ヲ通シテ屢々控訴院當局ト折衝セル結果控訴院ニ於テ日本共產黨ノ例ニ鑑ミ公開統一審理ヲ為ス意嚮ニテ未月三十日東京地方裁判所陪審第一號法廷ニ於テ東京控訴院宮内裁判長係リニ

詳

S 9451-2 1635

テ第一回控訴公判準備手續ヲ開廷被告中金漢卿金容杰金鶴儀宋昌源李雲珠宋在洪朴台乙(以上共八名)對シ訊問ヲ為シ又之等被告ノ意見ヲ聴取シ更ニ十一月十八日午前十一時十五分ヨリ東京地方裁判所陪審第一號法廷ニ於テ東京控訴院宮内聽太郎裁判長陪審判事芳賀健治金佐藤藤佐檢事棚野文四郎並辯護士側八角田守平青柳盛雄歐清石(再開後八政清石缺席)主會下ニ開廷公判廷被告席前方ニ列ニハ

金漢卿 金容杰 金鶴儀 宋昌源 李雲珠 宋在洪  
朴台乙 朴得鉉 金鳳禧 李恩震 張鶴濟 尹壽嚴  
金心泓 文基璉 沈在潤 李相助(以上市ヶ谷刑務所ニ拘禁中ノ者十六名)

被告席後方ニ列ニハ  
朴魯珣 金錫舜 李起澤 林鐘雄 李元賢 朴春聲  
許義淳(以上保釈中ノ者七名)

S 9451-2 1636

I-0692

合計二十三名出廷着席第二回控訴公判準備手續開廷午後一時十分一先ッ休總令二時三十分再開令七時開廷タルカ其ノ状況左記ノ通有之

進而朴得龍、金斗鎮、金東國ニハ呼出状ヲ發シタル久席、鄭禧泳、姜春淳ハ朝鮮中、金友燮ハ精神病ニテ目下板沢病院ニ入院中ニテ都合六名不出席ニ付為念

記

一、本月十八日午前十一時十五分開廷先ッ宮内裁判長ハ朴得龍、金鳳禧、李恩震、趙鶴濟、尹壽崙、金正泓、文基璉、沈在淵、李相鼎、朴魯珀、金錫舜、朴春聲、李起澤、李元賢、林鐘雄、許義淳（以上十六名）ノ順ニ人違ナキヤ否マシ確ルル為型ノ如ク本籍、出生地、居所、氏名、年齢ヲ訊糾シタル後更ニ朴得龍以下十六名ニ対シ各豫審決定書ノ犯罪事實ヲ認ムルヤ否マシ訊問ニ対シ各被告ハ全然認メス又ハ認ムル処モアリ認メサル処モアリト申立ツル者アリ

進  
二

キ  
リ該豫審決定書ヲ全部認ムルト陳述セル者ハ一人モナカリ

二、被告金漢郷ハ發言ヲ許サレ去ル十月三十日ノ要求事項ニ関シ更ニ協議シ度ニト被告ノ議長格トナリ「出来得ん限り簡便ニ朝鮮共產党日本總局並ニ高森共產青年會ノ為メ充分希望ヲ述ヘテ貴ヒ度イ又僅カノ時間ヲアル故有效ナル要求事項ヲ決定シ度イ。去ル十月三十日、公判準備會ニ於テハ八項目ニ亘ル要求事項ヲ裁判所ニ提出シタルカ其ノ際ハ自分等八名ニテ協定シタルヲ以テ今更ニ公判ノ統一ヲ計ル為メ第一次檢挙ノ者全部ノ意見ヲ纏メ前田ノ要求事項ニ修ヒテ加ヘ度イト諮リタルニ対シ宋昌濂、李元賢、尹壽崙等交ハ立ッテ意見ヲ陳陳第二次檢挙ノ朴文秉以下九名ノ被告ヲモ第一次檢挙ノ分ト統一公判要求ニ関シテハ全部被告ノ意見一致スル所ナリシモ殊ニ朴魯珀及金鶴儀ハ目下市各



9451-2

1638



9451-2

1637

I-0692

刑務所ニ收容中ノ治安維持法違反被告人金頼経ヲモ統  
一公判ニ加フルコトヲ主張シタルモ金漢郷ハ之ハ虎負ニ  
ラサルヲ以テ統一公判ニ加フル事ハ考慮ノ余地アリト決  
定ニ至ラス

然ルニ金漢郷ハ語ヲ次キ「弁護士青柳盛雄、谷邸直雄  
角田守平、布施辰治ノ諸氏ハ吾々朝鮮共産党員ノ爲  
全幅ノ盡力ヲ爲シ居ルヲ以テ意ヲ強クシテ充分意  
見ヲ開陳シテ世實ニ度イレト各被告同志ヲ激励スル処  
リ年後一時十分休憩トナル

三年後二時三十分再開朴得鉉ハ朝来独り来キモ出来ス背  
負ハレテ出廷屢々嘆息ヲ催シ病状頓ニ重リ今二時四十  
分頃ニ至リ堪ヘ難キ様子ナリレテ付裁判長ハ再三朴得  
鉉ヲ労ハラル時ニ「壽出殿ヨリ緊急勸議出テ朴得鉉  
ヲ即日保釈ノ要求アリ更ニ角田弁護士ヨリ裁判長  
ニ請求其ノ許シテ受ケ朴魯珀ヲ所添ハセ退廷ニ医師ノ

韓  
三

診療ヲ受ケシメ朴魯珀ノ今三時四十五分更ニ入廷被告  
席ニ着席ス

四金鶴儀ハ「朝鮮共産党ハ吾々カ死ヲ以テ守ルヘキ民族華  
命的政治犯人トシテ公判ニ対スル事ヲ如何ニスルカヲ考  
ヘスロীগカンヲ加ヘルコトカコムニスド、レテ適南ナル任務テ  
アルト陳ヘタルニ対シ金漢郷ハ「スロীগカントラモ要求事  
項ト云フモ用語ノ相違ニテ實質ニ於テハ同一ナリト信スルヲ  
以テ要求事項ソレ自体カスロীগカントモナルト陳ヘ李  
元賢ハ「日本帝主義ニ反対スル爲メノ虎テアル云々ト陳  
ヘ宋思濂ハ「吾々ハ公判準備ノスタートヲ切ル処ヲアルカラ  
分人自ハ腹ヲ締メテカ、ラネハナラヌ云々ト金鶴儀ハ「公判  
廷ニ於テ弁護士ト被告ノ間裁判官ト被告ノ間ニ看守ガ信  
ルコトヤ手錠ヲ挿ムルコトハ吾々ノ気分ヲ非常ニ悪クスル分  
リテアルカラ看守等ハ二三人居レハ結構テアル云々ト公判廷  
戒ニ執キ嫌味ヲ陳フ



9451-2

1640



9451-2

1639

I-0692

五、宋昌源ハ「朝鮮共產党元兇ハ粗暴且無智ナリト云フ者アルカニ歴史の意義ヲ有スル吾々朝鮮共產党元兇ニ對シ民族の差別待遇ヲ爲シ弱小民族ニ對スル压迫ヲアルカニト陳ヘ結局控訴公判ニ對スル要求事項ヲ次ノ如ク決定セ

- (一) 公判ノ絶対的公開
- (二) 公判審理ノ統一 (第二次檢事會議)
- (三) 辯論ノ自由
- (四) 法廷ニ於ケル武装の警戒ノ撤廢
- (五) 代表陳述ノ許可
- (六) 公判準備委員ノ常設
- (七) 參考書差入ノ件
- (八) 公判期日ノ指定ニ就テ被告ノ希望ヲ容レルコト
- (九) 民族の差別絶対反対
- (十) 治安維持法撤廢

韓 四

(出) 党及同盟員ノ即日解放

- 六、金漢郷ハ「統制者ノ決定ハ公判統一ニ因ル上ニ於テ必要ナルニ依リシヨカリテ多者ヲ與キテ度シト認リタルニ結局金漢郷ト決定、高公判ニ於テ陳述スル役割左ノ通テ豫メ定ム
- (一) 總論一般の運動及党ノ綱領並歴史 金漢郷
- (二) 党ノ農民組合運動ニ對スル活動 金天海
- (三) 朝鮮青年同盟ニ對スル運動 朴文秉
- (四) 朝鮮革命運動史 金漢郷
- (五) 朝鮮總督政治批判 朴魯珀
- 七、公判常任委員 金漢郷 金鶴儀 朴得銀 朴魯珀 李元賢 (以上五名)ト定ム
- 八、棚所檢事ハ起ウテ「被告等ハ代表陳述ヲ爲ス如ク協議セルカ斯ル事ハ刑事訴訟法上認メラレテ在ラス裁判ハ刑事訴訟法ニ依リテ爲スルナルヲ以テ同法ニ規定ナキ代表陳述



9451-2

1642



9451-2

1641

I-0692

ハ出来得ル事明カリ、又被告等ハ公判準備会ト稱シ委員ヲ設ケルコトヲ協議セルカ之亦同法ノ認メサレナリ然ルニ此ノ準備手續ハ同法ニ規定スル所ニテ適法ナル手續ナリ依テ被告等ノ法律的手續ヲ為スニ專門家タル弁護士ヲ通シテ遺漏ナキ手續ヲ為スコトカ本事件ノ因満ニ進行終結スル上ニ最モ善キ方法ナルコトヲ信スモノナリ云々論告ニ對シ宋昌源ハ「吾々ノ代表陳述云々ノ意味ハ今檢事ノ云ハレタル如ク他ノ被告ノ為スヘキ性質ノ事柄ニ關シ代表スルモノニアラス尙ノ活動ニ就キ分担事項ニ就キ代表スルモノニシテ用語上ノ相違ナリト信ス云々」ト陳ヘ更ニ金漢郷ハ「只今決議セル要求事項中多ク考書差入ノ件並ニ今後方一面控訴公判開廷前公判準備手續ニ關シ開廷アルヤ否、即答アリタシト裁判長ニ要求シ更ニ宋昌源及金鶴、ハカ交々裁判長ノ明答ヲ仰リタルモ裁判長ハ克ク協議シタル上ニ非レハ何レトモ決定ニ難シト爲シ被告等ノ要求

準五

事項ハ本日控訴院トシテ就シテ許否決定ニ至ラス九、角田弁護士ハ「被告等ハ控訴公判ヲ以テ最終的ノモノトシテ上告ヲセス非常ナル決意ヲ以テ控訴公判ニ臨ムモノナルニ付此真裁判長ニ於テモ御諒承アリ被告ノ要求ニ對シ最大限ノ許容アリタシトノ辯論アリ

午後七時無事閉廷セリ



9451-2

1644



9451-2

1643

I-0692

朝鮮共產党日本總局並ニ高麗共產青年會  
日本部黨員控訴公判準備手續概況

標記事件金漢郷以下二十几名(後泰炳魯ハ控訴取下ヲ  
ナス六昭和六年三月三十一日東京地方裁判所ニ於テ判決言渡  
ヲ受ケタルニ對シ控訴シタル件ニ関シテハ前報既報ノ通  
リナル也亦來東京控訴院ニ於テ審理中ナリシカ昭和六年七月  
ヨリ東京地方裁判所宮城裁判長掛リニテ審理中ナル日  
本共產党佐野學以下首腦部ノ公判カ公判統一ニテ審  
野中ナルニ判裁セラレ本件被告モ弁護士ヲ通シテ兩三  
兩四裁判所前局ト折衝ノ處裁判所ニ於テモ日本共產  
党ノ例ニ鑑ミ公判統一審理ヲナス意嚮ニテ同月三十日午  
前十時十五分ヨリ東京地方裁判所陪審第一號法廷ニ  
於テ東京控訴院宮内裁判長芳賀佐藤兩陪審判事  
棚町檢事係、布施、河合、谷邨、高橋、三浦、青柳、各弁

朝一

S 9451-2 1645

護士立會、下ニ幹部凡記八名ヲ以テ公判準備手續ヲ開  
始シタリ

- 公判廷前列ニハ  
金漢郷、金容杰、金鶴儀、宋昌濂、李雲洙、  
宋在洪、朴台乙(以上拘禁中ノ者)  
後列ニハ

姜春淳(保釋中)  
ノ八名出廷裁判長ヨリ「人邊ナキヤヲ確メル為メ」金漢郷  
ヨリ本籍、住所職業氏名年令等ノ審理ヲ為スヤ金漢郷  
金鶴儀姜春淳等ハ無職ト答ヘタルモ他ハ共產党員  
革命運動家社會運動等ト答ヘ他ハ何等不穩ノ言動  
ナク審理ヲ終ル  
此時被告金鶴儀ヨリ「吾々ハ本日ノ準備手續ハ一ツノテ  
バルヲ固シテ懇談的ノ會合ト思ツテ來タ然ルニ公判廷ニ入  
ル看守巡查ノミナラス憲兵迄ヲ入レテマルテ戒嚴令ヲモ敷

S 9451-2 1646

I-0692



イタ様ナ状態ニ頗ル異様ナ感ニ打タレタ吾々ハ第一審  
其他ニ於テ極度ノ彈圧ヲ受ケタ今同ヨリハ宮内裁判長  
ノ好意ニ依リ切角カハル状態ノ下ニ審理サルノ様ニナツタ  
ノテ吾々ハ第一審ヲ聯想シ最モ慎重ニ裁判ノ進行ニ就  
テ協議スルコトハ出來ナイ速ニ看守憲兵巡查ヲ外ニ出シ  
テ貫イタイト述フ

金漢郷ヨリモ一同代表シ金鶴儀同様ノ意見ヲ述ヘ  
タル所「吾々ハ暴カ団テモナシテモナイ理由ナクシテ暴カ  
ニ訴ヘルモノヲハナイ」云々トテ裁判長ニ懇願シ更ニ宋昌濂  
朴台ニ李雲珠ヨリモ略同様ノ要求アリタルヲ以テ裁判所  
ニ於テハ合議ヲ為シタルカ結局此迄續行スルコトナリ更ニ  
檢事ヨリモ「看守ヲ入レタルハ在監中ノ被告ノ為テ警察  
官ハ保釋並ニ外部トノ關係テアリ適宜ナル警戒ト認マル  
併シ種々被告ヨリノ意見要求カアツタ様ヲアルカラ午前ハ  
此迄ニテ續行シ午後ニ至ツテ裁判所ニ於テ相前考慮ヲ

朝

頗シタイト意見ヲ述ヘ之ニ對シ布施兼護士ヨリモ  
「公開審理ヲ要求シ裁判所ト交渉シタル經過ヲ詳  
細説明シタル後第一審裁判ノ状況ト日本共産党主腦  
部公判ノ状況ヲ比較論評シ結局公開スルモ何等ハ公安ヲ  
害シナイト論シ更ニ法廷ノ警戒ニ就キ被告人等ハ暴カ  
團ニアラスシテ政治犯人テアルカラ決シテ暴力ニ出ラナイ若  
シ斯ルコトカアルトシテモ兼護人ニ於テ絶対責任ヲ帶  
ヒルカラ是非警戒ヲ撤廃シテ貫ヒタイ檢事ヨリハ午前  
ハ此迄トアルカ兼護人ヨリハ此迄休憩ヲ宣シ午後充分考慮  
ヲ願ヒタイ云々ト述ヘ之ニ對シ裁判長「ソレハ午前中ニ公訴  
事實並ニ證據ニ對シ概括的ノ質問ヲナシタイト告ケルヤ  
布施兼護士トノ間ニ三問答ヲナシタル結果結局午前  
審理ヲナシ午後ノ打合會ハ相前考慮スルコトナリ被告モ  
大体承認シ審理ニ入ルニ至ラ金漢郷ヨリ順次審理ヲ為  
シタルニ各被告ハ何モ公訴事實並ニ證據ニ對シ應答



9451-2

1648



9451-2

1647

I-0692



ツナシ午前十一時三十分終了休憩ヲ宣ス  
午後一時二十四分ニ至リ再會非公開ニテ陪審ニ歸法廷裏  
控室ニ於テ裁判所被告人弁護人ニテ打合會ヲ開催被告  
弁護人ヨリ尤記要求ニ對シ交々説明スル處アリタル裁判  
長ヨリハ何等決定ヲ與ヘス公判開廷前再ヒ打合會ヲ開キ  
協議スルコトナリ他ハ全部交渉ヲ弁護士ニ一任スルコト  
ナリ午後四時三十八分終了セリ。

- 一、統一審理ヲナスコト
- 二、裁判所ノ絶對的公開
- 三、法廷ニ於ケル武装的警戒ノ撤廃
- 四、言論ノ自由
- 五、代表陳述ノ許可
- 六、公判準備委員會ノ常設
- 七、参考書差入ノ件

八、公判期日ノ指定ニ就テ被告ノ希望ヲ入レルコト

(右ハ昭和六年十月三十一日警視廳情報ニ依ル) 以上

朝三

S 9451-2

1650

S 9451-2

1649

I-0692

思想犯釋放者の保護について

思想犯釋放者の保護は時代的な生々しい問題として  
司法保護事業の面前に迫つて来た。行き詰つた保護  
事業もこの対象を如何に裁くかによつて社会的な存  
在性を時代的に更生さすであらう。さらばこそ目醒  
めた事業家は事業更生の活力素として慎重な用意  
に頭を悩ましつ、ある。然り、この問題は實に重大に  
して適確な国家的對策を要求してやまないのがある  
が現在の釋放者保護事業が重要な社会的使命をは  
たす國家的機關として其存在を保つ以上思想犯釋  
放者保護も國家的使命として自ら現保護事業界に  
投げられた問題として裁かねばならぬであらう。もし  
も之が對策を等閑にして他に先ぜられんか、夫は現在  
の行詰より更に窮地に陥れることであり社会的存在の

保  
—



9451-2

1651

時代性を抹消せらるゝであらう。現状をして更生せしむる  
の一方策は切實な時代的問題を解決するにある。この  
意味よりして刻下の急務たるこの保護の分野を開拓す  
ることは尠なる社會存在性を把持する所以である。  
行けども行けども其の明りを見出し得なかつた釋放者  
保護に光を與へるものは一は此種釋放者保護である。  
保護事業は再犯の防遏といふ消極的な使命のもとに  
防禦戦線を守る仕事暗のせぬ事業である。然し乍  
ら問題の思想犯者の保護は社會有害なものより一  
躍社會有為のものたる素質を充分に含んだ対象が  
あるだけ、その事業的興味は深い。  
然し乍らこの保護は容易な業ではない如何に事  
業更生の道なりと、容易に事業の具となるには餘  
りにも生きた対象である。  
彼等は誤魔化すことの嫌いな、安價な妥協を



9451-2

1652

I-0692

快しとしな一木氣の所有者である。従つて彼等は生きることについて深き批判を以て惱み通して来た。而して其の解決を社会的な問題殊に経済的解決によつて生くる天地を見出さんとして運動に參加した。即ち社会的解決即自己解決であると考えた。然し彼等は社会的な解決のみによつて満足することの出来ない動機が動いて居る故に彼等に安住の天地を與へるは社会的解決のみならずにしてより高次のな救の世界より外にあり得ない。社会苦になやみ通した純情な青年の心は秘める宗教意識は不合理と非道を立處に解決さすと云ふ思想に眩惑さるゝ一種の信仰的狀態に酔はさるゝした。

斯うした精神的な要求を知らずして思想犯釋放者の保護を取扱つてはならぬ。然し乍ら彼等に如何に宗教意識が動いて居るとは云へ。彼等は左翼イデオロギーを把握して闘争生活の中に血を流して来た而して宗教は

保  
二

S 9451-2 1653

阿片なりの信條を奉じて宗教排撃の論陣をひいて来たものがある。斯うしたものが直ちに既成宗團の僧侶の旗下に降服はしない。

斯うした彼等の根本的な欲求、態度を考慮に入れ乍ら行刑に現はれた具体的転向の契機を考察せば保護對策は自ら明白となるであらう。前野石清水氏が挙げた転向の動機は其結果から眺めて正に相違なき事實であるが更に何が彼等をして斯うな氣づかせたかを追及せば前に論じた宗教意識の問題が明瞭になるであらう。即ち人生根本苦たる生死病死の問題が云はず語らずして拘禁の孤独境に於て発見せらるるのである。

過般教誨研究所で集めた材料によると転向者の大部分は宗教的信仰によつてゐる。又我々が知る幾多の動機からさる事實であるから彼等は人一倍宗教的存在であると結論しても暴論ではあるまい。

S 9451-2 1654

I-0692

そこで前上の根本的な用意のもとに具体的対策を講  
ぜなければならぬものと思ふ。

**第一**に彼等の性格の上に立脚する時誤魔化しきルない  
真剣な魂の所有者である、故に之れに對する態度が誠  
意と真剣を欠き御座なりの應接であつたり誤魔化し  
てあつたならば目醒めた魂の所有者であり敏感な彼等は  
潔しとせざるのみか保護會に對する徹底的な批判の矛  
をとり彼の濫刺と精氣に満つる團體の活動の中に舞込  
むであらう、斯くては行刑に依つて折角保護を受け入  
るべき素地を耕し乍ら功を一番に欠くものと云はねばならぬ。

**第二**は思想犯釋放者の保護問題は一面社會事業的  
事業と心得てはならぬ。なんと云ふは彼等を真に救ふ  
ためにはより高き原理を把握せしむるにあるかある。彼  
等の輻向の足跡を辿る時必ずや其處に発見する處  
のものは左から右へと活動方針をふみかへたのではなく下

保  
三

から上へと飛躍して居る即ちより高き見地で共產主義運  
動を批判するの餘裕を持つことによつて輻向を確定な  
らしめて居る。之れを思へば保護事業の目的が両犯防遏  
と云ふ消極的な最後の防禦戦線を守るを以てすと雖も  
この魂を目撃する時彼等を宗教的な救の世界にまで  
高めなければ満足しきルぬ幾多の對象があることを豫  
想に入れねばならぬ。即ち生きる問題に悩んで飛び込ん  
だ一ツツ宗教意識の戸惑として之れを考察し魂の發展  
過程が普通人以上のものと見て差支ないからである。於此か  
思想犯保護は所謂社會事業的の對象から遙に進んだ  
宗教的對象にして誰れでも出来る仕事でないと思ふことを  
考へなければならぬ。

以上二つの理由は一面現在に於ける司法保護事業かと  
もすルは古き型の中に閉ぢ籠り難事業の割引のもとに  
社會的批判の矢面から遁れ事務的保護に其の功績を

S

9451-2

1656

S

9451-2

1655

I-0692

誇らんとする所謂事業家の清算に償する處であらう。又目醒めたる関係宗教家の名刃の味を示す好機であらう。然らば茲に思想犯保護事業は如何なる内容組織の上、に事業を遂行すべきであるか、私は以下数項について私見を述べよう。

1. 思想保護　此れは本人の思想的な指導保護を指すので思想犯保護の特徴は茲に有すと見なければならぬ。従つて之れに對しては第一要件として適当なる保護主任を選定するの一事に盡きるのであらう。而して其の對象たる彼等は拘束制度の身ではないから、彼等の社會接觸の場面は極めて廣い故にその接觸場面に對する啓蒙理解融和の活動が必要である即ち社會近隣家庭近親へ働きかけることによつて佳み悪い環境を開拓して安住の地を與へなければならぬ之れによつて極左団体誘惑、非合法運動の魔の手から救ひ官憲との間に立

保  
四

S 9451-2

1657

つて其の監視的處分から誘導的保護に圓滑なる提揚を成就しなければならぬ。

2. 生活保護　彼等はインテリが然らずば無産労働者である。何れも釋放後経済的獨立を要するは論を俟たない。然し乍らこの不影氣に際して職業を興へることは容易な業でない。特に無理解なる資本家の中には極端な反動思想さへあることであらうし、社會の大部分は社會主義者の名のもとに峻拒するであらう。或はよし就職せしむるとして労働資協調の乱れを工場や不合理的條件の多々ある営業主のもとに彼等をあつこととは感心したことではない。とかく敏感な彼等は転向したりとて鈍感であり得ないのだ。さうばとて歸農せしむることも原則とはなるまい。要は如何なる環境の裡にありとも動せず却つて淨化し得るまでに精神的準備が出来て居れば斯ることは問題ではないが、之れは全部の釋放者に望めぬ

S 9451-2

1658

I-0692

ことである。於此彼等の経済的独立のために自営の業につか  
しむることを必要とする。従つて無産労働者に對する資  
金の融通を考へねばならぬ。故に思想犯保護は潤澤な  
る資金を有して彼等の生活の保護をなし得る事業體  
たることを要する。而してこの事業體ありて行刑場裡に於  
ける教誨師との完全なる提携のもとに教誨師をして彼  
等の釋放後の生活は保証し得るの自信の上に教化を進  
めさせることが必要である。

インテリは差崩りの生活をなし得たとするも將來の職  
業に就ては労働者以上に困難を伴ふことであらう。これに  
對しては彼等の讀書力、研究心、語學力等を善用し學術  
的な職業を遂げ或は健全なる社會改造運動に携はら  
しむることも必要なことと思ふ

この項の中に收容保護と云ふことも含まるべきであらう  
が、これはほんの一次的宿泊所社の程度に留め適当なる引受

保  
五

S 9451-2 1659

人のもとに分散し家庭内の生活の中に置くことがよいと思ふ。

3. 家族保護 家庭の柱石たりし彼等が入所によつて来る  
家庭の経済的若痛打撃、刑罰に伴ふ家庭悲劇、社會排  
斥これ以外の收容者以上のものがありはせぬか。又家庭内に於  
ける融和、處置等も完全に行はれぬはなるまい。就中家庭以  
欠陥に基くもの等にとりては容易ならぬことであらう。彼等  
は闘争生活から退きて、静かな拘禁生活を味はひ、熾烈な  
家庭愛が燃へつゝある、これを思ふ時家庭に對する救は如  
何程喜しいことであらうか。行刑と相俟つて保護の手は斯る  
場合にこそ伸さなければならぬ。

4. 未決教化 周到なる保護はこの未決時代から初めら  
れねばならぬ。特に思想犯者は未決時代に於て転向者  
が相尙出る、救済會が家庭に對し経済的援助をなし  
又差入等によつて彼等をして転向の意思を有し乍らも絶  
ち切れぬ状態に陥れるもこの時である。現に受刑中の彼

S 9451-2 1660

等の中に在りてを申立、居るものもある。茲に着目して彼等をして射向し得る様な條件を造り、路頭に迷ふ家族をして保護の手に導き、射向の外縁を造ること、思想犯保護の範囲に容れねばならぬと信ずる。

5、後援會の組織 斯る内容を持つた保護會の活動は内部活動であつてはならぬ其處で保護會を中心とした一大後援會を組織して社會に對する理解運動と事業達成の爲め社會的支持の任に當らねばならぬ。

即ち後援會の活動内容としては社會的矛盾の除去資本家の反者、為政者の社會的施設、學制改革等に對する喚起を喚起して思想犯発生の外的病源を根絶せしむるの社會運動とならねばならぬ。(六、二、二。認む)

(以上は寺西教孝氏の「保護時報」一月號所載に依る)





檢証調書

張載性等ニ對スル治安維持法並ニ保安法及出版法違反被疑事件ニ付昭和四年十二月十七日光州郡光州面北城町張載性パン屋及消費組合(金基権方)ニ司法警察吏道巡查石井権之ヲ立会セシメ檢証為スコト左ノ如シ  
一 檢証場所

光州郡光州面北城町張載性パン屋並ニ消費組合事務所(金基権方)ニシテ光州地方法院前西側十字路附近ニシテ其ノ位置形状ハ大略別紙圖面第一圖ノ通り

二 檢証現場ノ模様並ニ其ノ結果

一 張載性パン屋ト消費組合ハ元来一戸ノ住宅構

造ナルカ表口ヲニ戸ニ仕切り一戸ヲ張載性パン屋トシ其ノ一方ヲ被疑者等カ組織セル消費組合事務所ニ充テ裏ハ兩者共通トシパン製造ノ場所ニ充テ張載性パン屋ノ板間ノ一隅ニ二階昇降梯子ヲ設ケタリ

四 然シテ二階昇降梯子ヲ据ヘ付ケタル板間ハ元来座敷ノ一部ナルカ著シク泥土ヲ以テ汚漬セラレ被疑者等學生カ着靴ノ儘頗般策ニ出入ニ階ニ昇降シタル形跡明ニ残存ス

ハ 消費組合事務所ハ圖面第三圖ノ示ス通りニシテ犯罪認知當時共產黨宣言書其ノ他謄寫版用襪等ハトランクニ納メ同圖ハ点即チ疊間ノ床下奥深ク隠匿シアリタルモニシテ尚本日同圖四ノ



9451-2

1663



9451-2

1662

I-0692



点札、右引出内ニ於テ東京銀座通りニ丁目或ルカ  
 エーニ於テ氏名不詳アリ被疑者金相煥ニ宛テタル信書  
 並ニ無産者政治教程及労働辞典各一冊ヲ発見本件  
 証據トシテ別紙差押目録ノ通り押收シタリ

（三）今所ニ階ノ構造ハ圖面第二圖ノ示ス通りニ階全部  
 ハ第四圖ノ如ク疊敷十疊、六疊、三疊、三室ニシテ  
 被疑者等同志ノ会合ニ充テタルモノ、如ク十疊間  
 ノ中央ニハ白米粗製ノ机一脚据ヘ付ケラレ空室ノ押  
 入ハ空虚ナルモ其ノ下段ニ於テ學生ト政治ト称スル  
 書籍ニ冊発見セラレ被疑者等カ同所ニ会合社会科学  
 學ノ研究討議ヲ為シ、アリタル事實ヲ推測スルニ  
 難カラス然レテ此ノ書籍ハ別紙目録ノ通り押收シ  
 タリ

此ノ検証ハ本日午前十一時ニ始メ午後一時ニ終ル  
 於前同日同所

光州警察署

司法警察官

道警部補

福本直能

差押目録

物件番跡	品目	数量	所持者又保管者住所氏名	所有者居住氏名	備考
一七五	東京銀座通りニ丁目カフエニ於テ金相煥ニ宛テタル信書	一	金相煥	同上	現品添付
一七六	無産者政治教程	一	光州面北城所 金基権	不明	〃
一七七	労働字典	一	全右	不明	〃
一七八	學生ト政治	一	全右	不明	〃

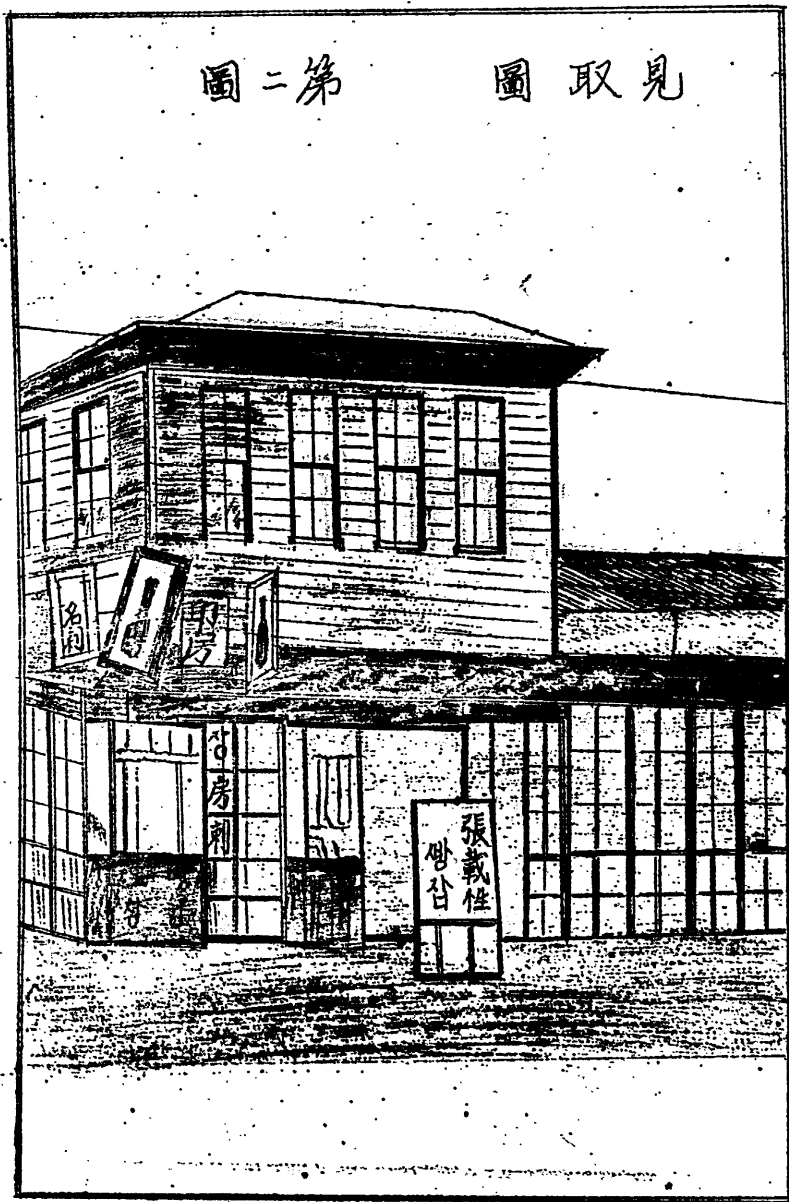
S 9451-2

1665

S 9451-2

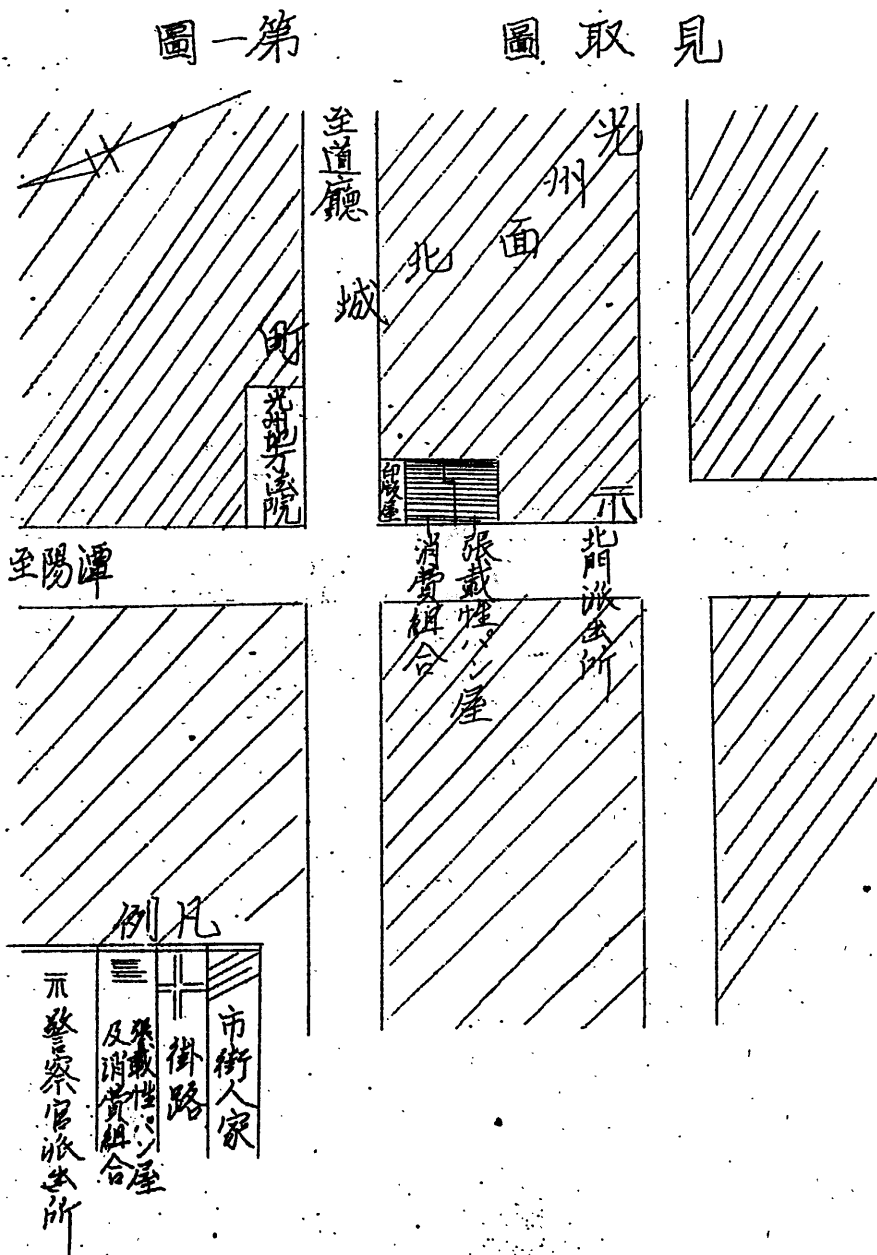
1664

I-0692



9451-2

1667



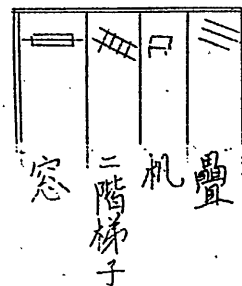
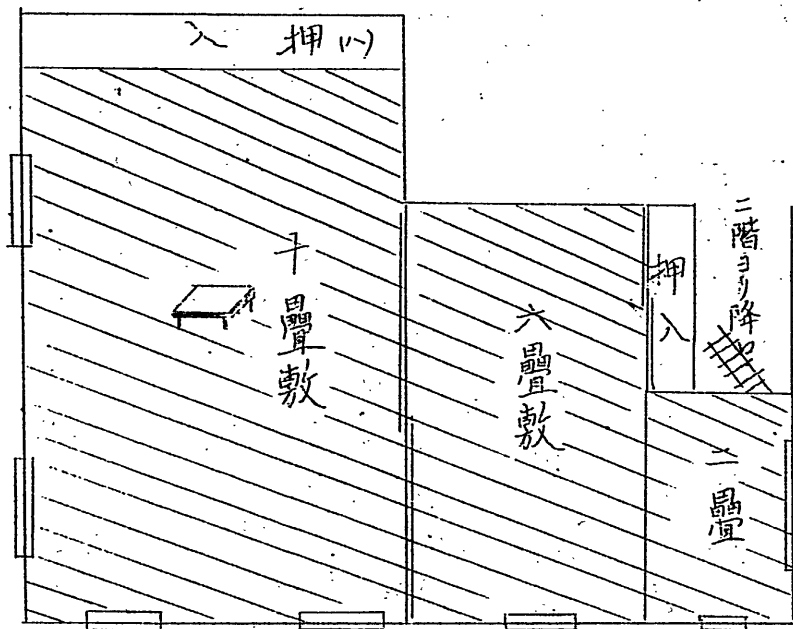
9451-2

1666

I-0692

圖四第 圖取見

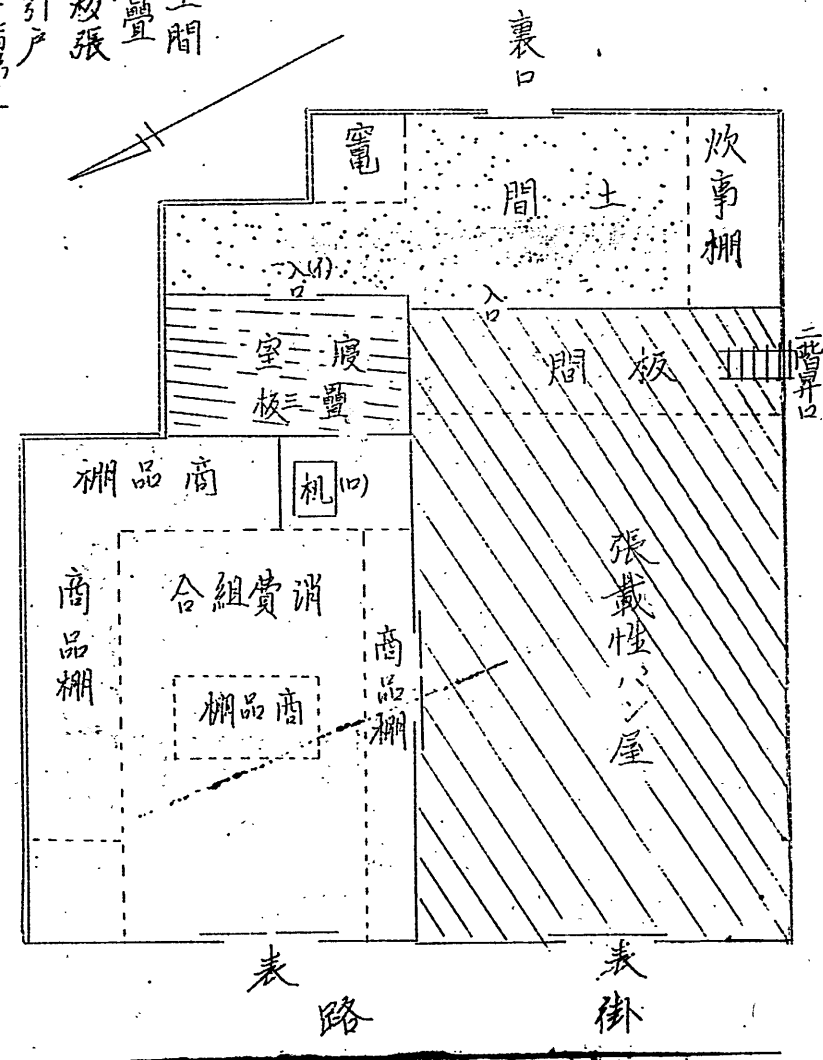
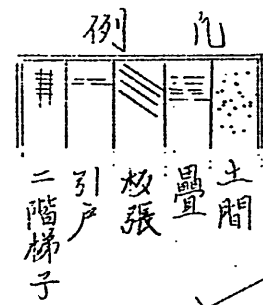
階二ノ合組費消ト屋ノ性載張



9451-2

1669

圖三第 圖取見



9451-2

1668

I-0692

陳情書

大邱刑務所

治安維持法違反被告人 林周弘

理由

治安維持法違反被告事件ニ付キ不肖乍ラ陳述致シマス。私儀抑シ人間ハ社會的動物ナルニテ、社會内ニ於テノミ存立シ得ルモノナルカ故ニ、孤獨的生存即チ社會ヲ離レテハ存在シ得ナイト同時ニ、社會ソレ自体モ亦人間ヲ外ニシテハ決シテ成立シ得ルモノテハナク、又人間のナモノテ人間ニ無関係ナモノハ何一ツナイテアリマス。故ニ社會ハ個人ノ有機的結合ニ依ツテノミ成立存在シ得ルモノテ、アリ個人ハ社會組織ノ構成的一要素トシテ、自己ノ存在權ヲ享有シ得ルノテアリマス。從ツテ社會ト個人ハ生存上ニ於ケル或ル一定ノ目的ノ下ニ統一セラレタ一体ヲアツテ、其處ニ何等個人トシ

林

S 9451-2 1670

テ個性ヲ認め得ヘリ社會ト切り離シ區別シテ考察シ得ヘキ性質ノモノテハナイノテ、アリマス。而シテ人間ノ存在權ノ享有ハ取り直サス直接的ニ社會生活其ノモノヲ意味スルノテアリマス。最モ嚴密ニ具體的意味ニ申シマシムル人間ノ生存ノ為メノ權利ハ一面ニ於テハソレカ形成過程テアルト同時ニ他面ニ於テハ行使過程テアルカ故ニ人間ノ存在權ノ享有ハ個人ノ生存過程テアルト同時ニ社會ノ成立過程テアルト云ツタ方カ或ハ妥當テアリマセウ。故ニ人間ハ社會的生活ニ於テ貧富貴賤其ノ誰タルヲ問ハス現實的生活ヨリモヨリ善キ生活ヲ為サンコトヲ欲スルモノテアリ而シテ人間社會ノ歴史ハ社會組織ニ於テ經濟的生産力及文化ノヨリ低キ段階ヨリ、ヨリ高キ段階ヘト進化発展シ現ニモ亦発展シツ、アルコトヲ雄弁ニ物語ルノミナラス學問的ニハ現代ノ自然科学及社會科学カ事實ニ於テハ我ニノ環境ヲ形成シテナル所ノ現實其ノモノカ我々

S 9451-2 1671

I-0692

ニ如實ニ示シテ申マヌ、歴史ノ前ニハ人間ハ如何スルコトモ  
出来ナイノテアリマス、然レ共歴史ハ人間ヲ離レテ有リ得ル  
モノテハナク從テ人間ハ或ル一定ノ條件、下ニ自己ノ歴史  
ヲ造ルノテアリマス、即チ歴史の其時代ノ客觀的情勢ノ下ニ  
於テノミ自己ノ歴史ヲ造ルノテアリマス、故ニ人間ハ歴史  
の產物テアルト同時ニ歴史ノ創造主テアリテ人間ノ  
動物的生活ノ領域カラ人間性ヘノ解放ハ人間ノ社會  
進化法則ノ歴史の必然ノ認識ヨリ始マルノテアリマス、此ノ  
歴史の必然ノ認識ニ於テノミ必然カラ自由ヘノ發展ハ有  
リ得ルノテス、若シモ我々カ斯ル必然性ヲ認識シ得ナイ限リ  
我々ノ畜性ヨリ人間性ヘノ解放即チ自由トハ一ツ、虚構ナ  
モノテアリ架空のナモノニ過キナイテセウ、何故ナレハ自由トハ  
必然ノ認識テアリソレカ認識サレサル限リ必然ハ盲目デア  
ルカラテアリマス、然シテ我々人間ハソレヲ認識シ得ヘキ  
可能性ヲ有スルト同時ニ自身ノ活動如何ニ依ツテ必然ノ

林 二

S 9451-2 1672

認識ノ為メカク発見シ得ルノテアリマス、此處ニ於テカ人  
間ノ萬物ノ靈長タルノ所以カアリ真ノ價値力アルノテス、  
斯ル意味ニ於テ凡テ科學ハ歴史の必然ノ認識ノ為メノ  
探照燈テアリ人間ノ動物性ヨリ人間性ヘノ解放即チ必  
然ヨリ自由ヘノ發展ノタメノ羅針盤テアリマセウ、故ニ科學  
ハ人間ノ其真ノ意味ニ於ケル社會的生活ニ於テ不可欠  
的ノ必要物テアルノミナラス本來ノ意味ニ於ケル科學ノ歴  
史的價値力アリ其偉大ナル力カアリマス、何故ナレハ若シ  
我々カ科學的知識ヲ去リ客觀的立場及ヒ科學的批判  
ヲ離レテ凡ユル事物ノ現象ヲ考察シタナラハ其ノ事物ニ  
對スル秋毫ト雖モ何等ノ發展性及ヒ向上力ヲ認識発  
見シ得ナイカラテアリマス、何故ナレハ總テノ事物ハ其ノ  
現像形態ト本質トカ顛倒サレテナルカラテアリマス、例ハハ  
太陽カ東カラ昇リテ西ノ方ニ落ケルカ如ク見エルカ如キ  
又酒ヲ飲ム場合ニ科學的の意味ノ實際ニ於テハ體温

S 9451-2 1673

I-0692

カ下ツタニモ拘ラス熱ク感セラレ、カ如キ皆之レテアリマス、  
之レカ普通我々カ云フ所ノ常識ヲアリソシテ非科學的ナ考  
察ヨリ起ル自然及社會上ノ一般のナ錯覺ヲアリマス、故ニ  
或ル意味ニ於テハ科學ハ常識ト同争スヘキ宿命ヲ持ツテ  
平ルトモ云ヘルシ又科學ノ常識ト、同争ハ其ノ歴史的使命  
テアルトモ云ヘマセウ、斯ル意味ニ於テ本件ノ一部ノ主体  
タル我々醒進會員ハ今ニシテ思ヘハ人間ノ社會的生活ニ  
於テ不可欠のナ必要物即チ科學的知識ヲ習得シ以テ動物  
性的ナ生活ノ領域カラ離脱シ人間のナ真ノ意味ニ於ケル文  
化的生活ヲ営マンコトヲ希望シ因テ自然科學ノミナラス社會  
科學ヲモ包含スル所ノ廣キ範圍ノ科學ヲ研究センコトヲ最  
上且最大ノ目的トシテ學生間ニ於テ讀書會ナル醒進會ヲ  
組織シタ様ニ感セラレマス、然シ該會ノ性質上ヨリ見マズレバ  
寧ロ單純且完全ニ組織シタト云フヨリハ醒進會ヲ組織  
スヘク申合セタ發起人會ノ様ナモノト云ツタ方カ或ハ前ヲ

三

得タモノテハナイカト考ヘラレマス、而シテ第一審裁判長ニ  
提出シタ陳述書ノ内容ハ該會組織ノ為メノ促進の事項  
一面テハアリマスカ前書ト同シク事實ヲアツタテアリマス  
該會ヲ組織スヘク申合セタニセヨ或ハ又組織シタニセヨ  
免ニ角我々カ科學ノ研究ノ目的ヲ以テ醒進會ナル名称ノ  
下ニ組織シタコト及ヒ形式上ノミナラス實質上ニ於テモ解散  
シタルコトハ否メナイ事實アリマス、ケレ共予審終結決  
定書及ヒ第一審ノ判決書ノ理由ニ醒進會ノ目的トシテ  
アル第一ノ如キ目的ハ其ノ目的ヲ以テ秘密結社のナ思想  
團體ヲ組織シナカツタハ勿論少クトモ本被告人ニ於テハ  
五十一生ノ殆ント半生ニ近キニ至ルモ未タ嘗テ夢タニモ  
思ヘナカツタ事項アリマス、之カ證トシマシテハ多種ノ理  
由モアリ多様ノ事實モアリマセウカ一例ヲ挙ケマズレハ該  
會ノ組織當時ニ於ケル我々ハ教育及ヒ學問上ニ於ケル智  
識範圍ノ狹隘並ニ社會ニ對スル意識的理解ノ淺薄ナ



9451-2

1675



9451-2

1674

I-0692

聞見ヨリ推考シマシテモ思ヒ半ハ過クルモノカアリマセウ、即チ  
具體的ニ申シマスレハ私有財産トハ何ソ而シテ其制度トハ  
如何共產主義トハ如何ナルモノナリヤニ就イテ全ク無知ヲ  
アリ古目テアツタ我等カ一國ノ共產主義的社會運動ヲ  
指導スル前衛トシテノ共產党カ有ツヘキ目的ヲ如何ニシテ  
持テ得マセウカ、  
又日本帝國ノ統治權ヲ排シテ朝鮮ヲ独立セシメルヲ目  
的トシテトアリマスカ之ニ對シマシテモ全然問題タリ得ナ  
イノテアリマス、何故ナレハ假令我々カ所謂民族の意識強  
烈ニシテ純粹ノ朝鮮ノ民族の獨立運動ヲ惹起センコト  
ヲ希望スルモ朝鮮ハ日本ノ支配下ニアルノミナラス日本ト朝  
鮮トノ社會上ノ現實的勢力問題ニ於テ比較ニナラヌ程ソレ  
程到底不可能テアリマスシ又民族的統一ヲ期待シ得ルニ  
ハ餘リニ微弱テアリ無氣力アラカテアリマス、而シテ  
資本主義社會内ニアツテ一國ノ經濟的、政治的利害ノ相

林  
四



9451-2

1676

反動係ヨリ對立的立場ニアルブルジョア階級トプロレタリア階  
級トノ間ニ於ケル階級闘争ニ於テ其ノ一方タルプロレタリア  
階級ノ利害ヲ代表シ前衛党トシテ經濟的或ハ政治的階級  
ヲ指導シ遂行スル所ノ所謂共產党ナルモノハ嚴格ノ規律ノ下  
ニ一國一党主義ヲ貫徹シテ其ノテアリマス、從ツテ一國內ニ  
於ケル労働階級ノ前衛部隊トシテノ共產党カ階級ノ解放  
的闘争ニ於テ其階級ノ經濟的、政治的利害ノ代表機關  
トシテ存立スル為メニハ少クモ國際共產党即チ第三イン  
ターナショナルノ嚴密ナル指令カナケレハナラナイシ又其ノ指  
導ノ下ニ於テノミ共產党タル資格ニ於テ存立シ得ルテア  
リ本來ノ意味ニ於ケル共產主義的社會運動ヲ遂行シ得  
ルノテアリマス、之レニ付キマシテハ知識、聞見ノ淺簿ナル本  
被告人ヨリ申上ケルヨリハ寧ロ裁判長ニ於テ詳細ニ御承知  
アラレルコト、思ヒマシテ敢テ贅言ヲ申シ上ケマセンカ斯ル  
理由ヨリ推考致シマシテモ大ケサナ大ソレタ斯ル目的何ソ



9451-2

1677

I-0692



素ヨリ持タウ筈カナイノテアリマス。  
次ニ第三ノ犯罪事實テアリマス。本事實ニ就キマシテハ檢  
事局及予審廷ニ於ケル陳述並ニ第一審裁判長ニ提出シ  
夕陳述書ニ於テ申シ上ケマシタ如ク本被告人カ斗岩里  
池龍珠方ニ行ツタ事ハ事實テアリマスカ何ノ事情テア  
ツタカハ記憶シマセシケレトモ私ノ事情テ立ケ所ニ直ク  
戻ツテ來タノテアリマスカラシテ果シテ姜海錫池龍珠  
ナルモノ、煽動ニ基キ彼等ト共ニ第三ノ目的ノ為ニ努力  
スヘキコトヲ申合セ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ニ關シ  
協議ヲ為シタカ何ウカハ本被告人ノ素ヨリ存知スル所  
テハアリマセヌ。然レ共離ツテ専門的ナ法律又ハ科學的知識  
ヲ離レテ單純ナル常識ヲ以テ考察シマシテモ斯ル事實ヲ  
以テ處刑スル為メノ事實的根據トシテハ餘リニ微弱シ過キ  
ルノテハナイカト考ヘラレマス、何故ナレハ秘密結社のナ思想  
團體トシテ一國ノ共產主義的社會運動ヲ遂行スル為メ

林五



9451-2

1678

ニハ嚴格ノ規律ノ下ニ統一的ニ組織セラレタ所ノ鞏固ナ組  
織體ヲ絕對的ニ必要トスルノテアリマス、故ニ假令同被告  
人等カ烏合ノ衆ノ如キ集合ニ於テ犯罪事實第三ノ如キ目的  
ノ為ニ努力カスヘキコトヲ申合セ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ニ  
關シ協議ヲ為シタニシマシテモ其目的遂行ノ機關ヲ統制  
スヘク合法的ニセヨ或ハ非合法的ニセヨ所謂結社ヲ組織シ  
ナイ限り思想以外ノ事項ハ格別思想上ノ事項ニ於テハ絕對  
的ニ問題タルヲ得ナイノテアリマス、而シテ姜海錫池龍珠  
ノ説話ヲ或ハ聽キハシタモノ、一緒ニ協議ヲ為スヘキ智能  
的餘裕ノ有ルモノテハナイノテアリマス、  
果シテ然ラハ何故ニ我ニカ夢タタニモ想像シ得ナカツタ所ノ上  
記ノ目的カ醒進會ノ目的トシテ又ハ第三ノ犯罪事實トシテ  
豫審終結決定書及ヒ第一審判決書ノ理由ニ書カレテア  
ルカ之レ即チ本件醒進會ノ焦點テアリ又我々ノ死活問題  
テアリマス。



9451-2

1679

I-0692



本件ノ一部タル醒進會及ヒ第三ノ犯罪事實ニ適用シテ法條  
又ヲ見マスルニ現旧何レノ治安維持法ニ於テモ國体ヲ變革  
シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組  
織シ又ハ情ヲ知リテ加入シタル者ハ法定刑量ノ懲役又ハ禁  
錮ニ處ストアリマスルカ故ニ目的罪タルヤ明カラアリマス、故  
ニ假令秘密ノ結社ヲ組織シタルニシマシテモ法定ノ目的ノ  
ナイ以上ハ保安法ノ適用ヲ受クルコトアルモ本法ノ適用ヲ  
受クルコト決シテナク又個々人ニ於テ斯ル法定ノ目的ヲ有セ  
又ハ一時的ニ集合シ談話ノ實現ノ為メニ力カスヘキコトヲ  
申合セ以テ其目的タル事項ノ實行ニ關シ協議ヲ為シタ  
シマシテモ結社ヲ組織シタルニアラサル限り保安法ノ適用  
ヲ強ヒテ受クルコトアルベキモ決シテ本法ノ適用ヲ受クルコト  
ナイテセウ、果シテ然ラハ本件醒進會ノ如キ組織ハシタ  
モノ、法定ノ目的ヲ有タナイノミナラス形式上及ヒ實質上  
ニ於テ意識的ニ解散シ又第三ノ犯罪事實ノ如キ假令コ

林 六

S 9451-2 1680

レヲ眞ノ事實ト假定シテ其ノ目的ノ實現ノタメニ力カスヘキコ  
トヲ申合セ以テ其ノ目的タル事項ノ實行ニ關シ協議シタ  
テモ其ノ實行手段トシテ結社ヲ組織シテ非ナイ以上吾々  
ノ行為ヲシテ治安ヲ妨害シタルモノト為シ本法ノ適用處分  
ヲ受クルコトハ明ニ冤罪ト云ハナケレハナリマセ又況ンヤ我々ニ  
於テ斯ル犯罪事實ノナイニモ拘ラス本法ノ適用處分ヲ受  
クルニ於テシヤテアリマス。  
最後ニ一言申上ケマスルカ少クトモ社會又ハ與ヘラレタ事件  
ヲハ全面的ニ考察シナケレハナラナイノテ、何故ナレハ一面  
的考察ヲ以テハ其ノモノニ對スル正當ナ判断ヲ下シ得ナイカ  
ラテアリマス、我々ハ初等學校時代ヨリ日鮮融和、日鮮人  
行遇平等々ノ言葉ヲ耳ニスルノミナラス日韓併合當時  
以來官府民間日鮮ヲ問ハス喧傳サレタ標語テアリ又現  
ニ新聞紙上其他ノ文章ニ於テ屢々見聞スル所テアリマス、  
然ルニ日本ニ於テハ凡ユル言論機關ヲ通シテ大和魂ヲ叫ビ

S 9451-2 1681

I-0692

大和民族ヲ鼓吹スルモソレシ罰スル所カ違法行為トシテ  
政府ニ於テ獎勵保護スルニモ拘ラヌ何故ニ同シ日本<sup>帝國</sup>統治  
權ノ支配ノ下ニ政治ノ行ハレル朝鮮<sup>國</sup>於テハ朝鮮民於云々  
スレハ直ク逮捕監禁シ治安維持法其他ノ法律ノ適用處  
分ヲ受ケナケレハナラナイシ又政府トシテモ保護スル所カ却  
ツテ處罰スルテアリマセウカ。

而モ我ニノ行為ヲシテ強制的ニ犯罪行為ヲラシメ以テ治安  
ヲ妨害セル行為トシテ處刑スル為ニハ警察官署ニ於テ檢  
事局ニ於テ豫審及ヒ公判廷ニ於テ悉クカ皆國家カ法律  
ヲ以テ禁シタル法外ノ行為ヲ為スヲ敢ヘテ辭シナイノテス  
從ッテ刑事被告事件ヲ取調ヘル時ノ司法官及ヒ行政官ノ  
刑事被告人ニ對スル態度ヤ行為ヲ餘リ殘虐ナクメ何ト申  
上ケテ良イカ分ラナイノテス、殊ニ警察官署ニ於ケル最モ  
非人間的ナ野獸性的ナ暴虐ナル拷問ニ對シテハ何トモ名  
状スヘキ言葉サヘ知ラナイノテス。我ニノ行為ヲ治安ヲ妨害

林 七

S 9451-2 1682

セル犯罪行為トシテ法律ヲ適用處分センカ為ニ自ラ法律ヲ  
蹂躪スルト云フテ好イカ或ハ法律ノ違反カ法律ノ實現  
テアルト云フテ良イカ。云ハント欲スレハ唯ロコテ然  
トスルノミ、豫審終結決定書及第一審判決書ニ於テ  
我ニノ行為ヲ犯罪行為トシテ起訴シ判決シタル犯罪  
事實ハ我ニノ自由意思ニ基キ行ハレタル行為テハナク  
警察官署、檢事局及ヒ豫審廷ニ於テ為サレタ拷問ソ  
ノモノテアリマス。

而モ我ニノ行為ニ法律ヲ適用セシムルノテハナク法律ニ我ニ  
ノ行為ヲ適用セシメタモノテアリマス、斯ク申シマスト或ハ不  
敬テアリ虚偽ヲ申立テルト申スカモ存シマセンカ人間死ニ  
際シテハ其心善良ナモノテ第一審ニ於テ重イ懲役刑ヲ  
言渡サレタ我ニトシテハ最早虚偽ヲ申立ッヘキ餘地カナ  
イノテアリマス、之ク証トシマシテハ試ミニ本件被告人全部  
或ハ一部ニ對シ同事項ニ問スル一問一答ニ於テ直ク首肯セ

S 9451-2 1683

I-0692

ラレルテアリマセウ、果シテ然ラハ國家カ犯罪行為ニ對シ刑罰  
ヲ科スルノ目的カ那邊ニ在リ因テ以テ現行刑法ノ採ル所  
ノ罪刑法定主義ノ精神カ何處ニアリマセウカ、而モ法律ハ  
既究ノ自由ヲ認メテナルテハナイテセウカ、之本被告人ノ我  
ノ行為ヲ犯罪行為トシテ強ヒテ法律ノ適用ヲ受クルト  
スレハ保安法或ハ出版法ノ適用處分ヲ受クルコトアルモ  
決シテ治安維持法ノ適用處分ヲ受クルコトノ冤罪タル  
コト及ヒ無罪放免ヲ主張シ因テ陳述致ス所以テアリマス。

昭和五年十二月八日

被告人

林周弘

覆審法院刑事部裁判長殿

林 八

S 9451-2

1684

I-0692

陳情書

大邱刑務所在監人被告

治安維持法違反等

姜達模

被告人ハ予審決定書ノ第二第六第八第九ノ事  
實ニ與聯シテ居ル姜達模テアリマス。吾等ノ被告事  
件ニ付キ予審決定書ノ順ニ從ヒ陳情シマウト思ヒマス  
結社ノ目的

結社ノ目的ヲ予審決定書ニハ朝鮮ヲ日本帝國ヨリ  
獨立セシメ朝鮮内ニ於イテ私有財産制度ヲ否認シ朝  
鮮内ニ於イテ共產主義社会實現ノ目的ノ下ニ結社ヲ  
組織シタモノトシテ決定シテ居リマス

然シ被告人等ノ結社ノ目的ハ友達間ノ親睦社会  
科学研究ニ在ッタノデアツテ決シテ治安維持法第一條  
ノ目的ヲ結社ヲ組織シタノテハ無ク只社会科学カ一ツノ  
科学テアル以上是カ研究ニ志シタモノカ自然的ニ合ヒテ研究

姜



9451-2

1685

シタニ止ツタ次第テアリマス。然ルニ同法警察官職務取扱ハ本結  
社ノ端緒ヲ得調査シテ見タ所案外幼稚テアルノニ驚キ是ヲ一ツ事  
件ニ造ツテ出サナイト社会ニハ面目カ立タヌ且功ヲ社会ニ誇ル事モ出  
來ス故事實ヲ針少棒大ニ逞造シタノテアルト思ヒマス。中學ニ三年程度  
ノ者カ治安維持法第一條ノ目的ノ下ニ結社ヲ組織シタトハ誰カ信シ  
マセウ。賢明ナル裁判官殿ヨ！余リ警察ノ調書ハカリヲ信シナイ  
テ予審廷ノ調書ヲ信シテ下サイ。警察署ノ調書ハ逞造テアリ  
マス。参考ノ為警官訊問調査書作成當時ノ光景ヲ  
記シマセウ。結社ノ目的ヲ訊問スル時社会科学研究タ  
ト云フト他ノ者ハ「チヤント」言ツテ居ル。才前ダケ否認シタ  
ツテ通ルモノカ。貴様カ言ハナイナラ此方テモ言ハセテマルト  
言ツテ拷問スルノテス。テモ左様テナイカラ貴殿ノ勝手ニセ  
ヨト言フト左様カ。ヨシト言ツテ自分達カ勝手ニ書イテシマツ  
タノテス。賢明ナル裁判官殿モ何卒本被告人ノ警察官  
訊問調査ヲ見テ下サイ。中學ニ三年程度ノ者カアンナ文



9451-2

1686

I-0692

章吾アソナ言葉ノ言ハルテセウカ。噫!! 私達中学三年ノ  
者ノ社会科学ヲ研究スルカソモ、同輩ツテ居マス。教科書ヲ  
熱心ニ勵メハソレテヨイノテス。然ルニ社会科学ヲ研究スルト  
ハ甚メ不届千萬ナ横着ナ心テスカ賢明ナル裁判官殿ヨ!!  
中学時代ノ生徒ノ心理ヲ考ヘ下サイ。

所謂中学氣質、人ニハ負ケマイ。新ヲ好ムヲ常トスル研  
究好奇心附和雷同ノ旺盛ナ時期。テアリマス。然ルニ環境ハ  
如何テセウ。社会ノ生活難ノ聲ハ吾等ノ耳ニモ響キマス  
世事ニ疎ク同情心ノ強イ時期ニ属スル中学生ハ直チニ  
同情ノ度クナルハ人情ノ常。一テハ社会科学ノ書物  
ハ洪水ノ勢ヲ流レ出ルヲ新ヲ好ム生徒達ハ容易ニ手ニ  
入ラレル。三ニ五事件ノ日本共産党ノ總檢査ハ殆ント毎  
日ノ如ク新聞ニ発表サレ。學生ノ目ニ付ク。一体此ノ世中ハ何  
シテモノテアラウ。社会主義共産主義トハ何シテモノダ  
ラウ。階級斗争トハ何シテモノダラウトノ疑問カ懐カレル

S 9451-2 1687

ノハ当然ノ理。何カノ方法ヲ知り度イ。直チニ先生ニ聞ク。  
先生ハ驚キソソナ事ヲ何處ヲ見タカ。學生時代ハソソナモノ  
ヲ知ラナクテモヨイ。只悪イ事ダト知ツテ居レハヨイ。是カ  
先生ノ言葉ヲナフテス。是テハ何ウモ不十分。何カノ方法ヲ  
知りタイ。知ラヌ事ヲ知ラウトスルハ人情ノ常。是ハ心  
理学ノ法則テアルト思ヒマス。書店ニ行クト此等ノ書物  
ハ幾ラテモアル。此等ノルサイパンフレットヲ三冊買入シテ意  
氣揚々トシテ既ツテ教室デアラウガ何處デアラウガ夢中ニ  
ナツテ讀ム。知ラナクツテ事々自然ト知ル様ニナル。非常ニ  
嬉シイ。先生ハ色眼鏡ヲカケテ見ル。直チニ此ル。没收  
スル。度ヲ過ヤルト謹慎ノ停學之ノ學校ノ方針。生徒ハ此  
度ニ至ツテ益々學校ノ方針ヲ御互ニ先生ノ學校當  
局ヲ非難シ先生ノ目ヲ隠シテ迄モ研究シタクナル。親交ナ  
モノト相談スル。大概ハ良シ善シト賛同シテ秘密裡ニ研究  
スル様ニナル。内地ノ中学生トハ遠ウ。第一環境第二ニ年

S 9451-2 1688

I-0692

年齢が大イニ違ウ内地人ノ高等専門甚クシキハ大学生ト同  
年輩。父母ハ生活難ニ困ル。是ハ朝鮮ノ現状デアルト思ヒマス。  
何カ為テラウト生レ、問題迄モ頭ニ響イテ頭ヲ苦ム。新ヲ好  
ム以上ノ各行為カ遠因。近因トナツテ社会科学ノ研究ヲ目的ト  
スル結社ケ生レテ来タモノト思ヒマス。被告人ハ決シテ嘘言デハ  
アリマセン、冷静ニ之ヲ考ヘテ見タルト自明ノ理デス。社会科  
学ニ関スル小サイパレフレットニ三冊ヲ読ンテ朝鮮ノ独立出  
来マスカ、共産主義ノ意味モ知ラナイ者カ共産主義社  
会実現ノ目的ヲ結社ヲ組織スルトハ唯カ信ジマセウ。只  
天ハ知ルト思ヒマス。本被告人ハ天地ニ恥ジナイト思ヒマス。  
是ハ本心デス、罪ハアリマセン。  
賢明ナル裁判官殿ヨリ!! ヨク御察シ下サイ  
予審終結決定ノ第二第六ノ事實  
結社ノ目的ハ前ニ申シ上ケタ様ナ次第デアリマス。只役員  
ノ任務ハ本被告人ノ予審廷ノ調書ニ悉シク述ヘテアリマ

姜 三

S 9451-2 1689

スカラ此處アハ申シ上ケマセン  
次ニ第六ノ事實デスガ本被告人ハ中央部ノ委員デスカラ  
否認レタツテ同ジコトデスガ事實ハ事實トシテ申シ上  
ケマセウ。學校別結社組織ノ當日ハ折シモ本被告人  
ハ級省中デアツタカラ學校別結社組織ノ日ニハ本被告  
人ハ参会シマセニデレタ。数日後被告人宋東植ヨリ  
經過ヲ聽キ本被告人カ委員トナツタ事ヲ知ラセテ  
吳レタカラ知リマレタ。是ハ中央部ノ委員カ参会シ  
ナイトハ信ジラレナイ話デスカ実ヲ申セバ参会シマセ  
ンデシタ  
予審終結決定書ノオセ、事實  
被告人李信行ガ本被告人ニ共産党宣言ヲ配布シタトノ  
事實デアリマスガ李信行ニ本被告人カ借用シタノデアッ  
テ李信行ガ本被告人ニ配布シタノデアリマセン。本被  
告人ニ関スル一切ノ調書ニモ尤様ニ現ハレテナラス

S 9451-2 1690

I-0692

予審決定書ノ第八事實

被告人林鍾根カラ受ケタ印刷物ヲ被告人宋東植ト  
本被告人ト共謀シテ配布シタト現ハレテ耳マスハ  
一審判決ニモ此ノ真ハ無罪ニナツタノデアリマスガ被告人  
カ直接受ケタノデモナク其ノ當時ノ全羅南道初等學  
校長會議ガ光州ニ開ケタ時デアリマシタ 被告人外  
金洪三(光州普通學校訓導)ナル者ヨリ或ル日曜ニ  
光州普通學校ヨリ電話ニテ呼ビ出サレ「貴殿宛ノ  
小包ガアルカラ普通學校迄来テ呉レタシ」ト言ハレ  
タモノ故ニ行ツテ見ルト被告人外金洪三ガ林鍾根勤  
務ノ飛禽普校長ノ李校長ガ来光ノ際貴殿ニ煙ケテ  
呉レル様ニト林鍾根ヨリ頼マレマシタダ李校長ハ貴  
殿ニ會ヘズ本人ニ頼ンダカラ今貴殿ニ傳ヘル次第デア  
ルト言ツテ一通ノ封書ト共ニ呉レタカラ其ノ封書ヲ開キ  
テ見ルト被告人宋東植ニ傳ヘテ呉レ 宋東植ハ飯省

妻 四



9451-2

1691

シタト聞イタカラ今君ニ送ツタ次第デアアルガ宋東植  
ニ傳ヘテ呉レトノ意味ノ手紙デアルカラ被告人宋東  
植ニ其ノ旨ヲ言フト今既取リニ行クト言ハレテ本  
被告人ハ其ノ夜ハ就床シテ居ルト宋東植ガ来テ曰ク  
其ノ小包ハ全部ハ不用ダカラ其ノ中ニ十枚程ハカリ入ル  
残余ハ君カ處分シテ良イト聞イタカラ其ノ様ニ  
二十枚程渡シテ翌朝初メテ其ノ内容モ知ツタノデアリ  
マス 渡シタ當時ハ勿論内容モ知リマセンデレタ本被  
告人ノ誦書ニモ左様ニ記載サレテ耳マス

第九事實(予審決定書)

消費組合設立ノ目的デアリマス 誦書會員ノ親睦ヲ  
計リ一面其ノ經濟ヲ助ケル目的ニ設立シタノデアツテ誦  
書會目的遂行ノ目的ヲ設シタノデアリマセン 文具  
店ノ僅カナル資金ヲ以テ右安維持法第一條ノ結社  
ノ資金ニ充テルトハ是ノ常識ヲ元判断スル事ノ出



9451-2

1692

I-0692



赤ル事デス。決ンテ左様ナ目的デハアリマセン。  
呉々モ申シ上ケマスガ吾等被告人達ハ今ハ花ナラ當  
人生ノ花ノ時期デアリマス。此處ハ一番大事ナ時期デ  
アリマス。此ノ青ニキノ花ナラ當デアル前途多望ナル  
青年ヲ生カスカ殺スカノ重大ナ被告人一生ノ運命ノ分岐  
点デアリマス。話スニモ怖ロシイ凶事犯トシテ一生ノ否  
死後返モ忘レヌ大犯罪人トシテ世人ニ話サレテハ勿体  
ナイノデス。此ノ前途多望ナル被告人達ノ生靈ヲ生  
カスト殺スカノ問題デアリマス。

賢明ナル裁判官殿ヨ！何年予審廷ノ誦書ヲ誦マテ  
下サイ。警察官ノ誦書ハ事實デアリマセン。晝夜公明  
正大ナル裁判官殿ノ判決ヲ仰ガ度ク期待シテ居マス  
昭和六年二月十日、紀元節、佳日

大印刑務所被告人  
大印覆審法院刑事部裁判長殿

姜 達 模

姜五



9451-2

1693

I-0692

陳情書

大邱刑務所在監刑事被告人

李 東 宣 (三十三年)

被告人ハ相被告人三十五名暱進會ナル名ノ下ニ光州地  
方法院ニ於テ第一審罪ニカモサレナカツタ恐ルマキ治  
安維持法違反ナル罪トテ懲役二年ニ處スノ言渡ヲ受ケ  
タル被告人李東宣デアリマス

第一審ノ予審終結決定ニ依リマスト第三ノ被告人林周弘  
以外十二名ハ共產主義者ナル姜海錫、池龍洙ト共ニ昭和  
三年二月十一日頃光州郡瑞坊面斗岩里池龍洙方ニ會  
合シ姜海錫ノ煽動ニ基キ被告人中高等普通學校又  
ハ農業學校ヲ卒業スル者ハ社会ニ出テ農民労働者ニ  
對シ又師範學校ヲ卒業スル者ハ教職ニ就キ児童ニ對シ  
共產主義ノ宣傳普及ヲ圖リ在學スル者ハ一般學

李

S 9451-2 1694

生ニ對シ同主義ノ宣傳普及ヲ為シ互ニ連絡提携シ  
テ朝鮮獨立並ニ共產制度實現ノ為メニ努力スベキ  
コトヲ申シ合セ以テ実行ニ圖シ協議シタル起訴ニ  
依リ同判決示ニハ朝鮮獨立ナル事項ヲ除キタル全ク  
同一條文ニ依リ懲役二年ニ處スノ言渡ヲ受ケタル被告  
人デアリマス

理由

起訴事項ニ對スル事ヨリモ被告人ノ申レ上ゲタイ事ハ本  
被告人ハ斯クノ如キ起訴ヲ受ケル迄ニ如何ナルモノデア  
ツタカデアリマス。本被告人ハ大正十四年四月ニ田舎ヨ  
リ只一人光州ノ道師範學校ニ入學シ段々ト進級中ノ  
際三年生ニナリシ時卯ナラシ今ニ化セントスル時教育  
先生小野教諭ヨリ毎時間ノ如キ訓話ニ普通學校  
ノ教員ニナツテオル者ハ勿論將來就カントスルモノハ  
知識方面ハ淺クテモ博カルベク並ニテ一般環境ヲヨク

S 9451-2 1695

理解シテオラネ即チソレト云フノハ田舎ニ就職シテ  
頭ノ古キ漢學者ニ充分ナル理解ナク往々失敗ヲ招  
クコトアリ。又地方青年ニ對シテモ充分ナル理解ナ  
ク地方教育ノ為メニ面白カラヌ現象ヲ来タスヨウナ  
事ハ時々起ルト云フコトデアリマス。ソレデアルカラ皆モ  
カカル方面ニ注意シテカカル失敗ヲ招ネカザル準備  
ガ必要ダ。ソレニハ只書物ニヨルダケハ十分ニ行カヌ  
實際ニ交際ヲスルコトニ勝ルトハナイ。ト何時モ話サ  
レマシタ。ソレテ被告ハ考ヘマシタ。光州ノ青年達  
トツキ合ツテ見タイト思ツテ居リマシタ。濟昭和三年  
一月頃同村人除在益ナル人ニ光州ノ青年會長姜  
海錫ナル人ニ紹介ヲシテモラヒ同人ノ所へ行キマシタ。  
當時ハ勿論姜ナル人が共產主義者ナルコトハ知ラ  
ナカツタノデアリマス。後ニナツテ新聞ノ報道ニ依ツテ  
ワカツタノデアリマス。姜海錫言フニハ光州ノ學生中



9451-2

1696

本  
一

高普生ト農校生トハ親睦デアルヨウダガ師範校生ト農  
校生トハ前年ノ軋轢ガ今迄ガ不和ヲシイカソレハ(大正十  
ニ三年頃校舍ノ問題テ兩校生間ニ不詳事件ガアツタト  
云フコトデアリマス)ソレヲ青年會ノ方カラ仲裁ヲスルノ  
ダト思ヒマシタ。

ソレテ今後ハ互ニ親睦ヲ回ツタラ如何カト同ハレマシタ。答ヘ  
テソレハヨイコトダト考ヘルト言ヒマシタ。スルト姜海錫ハ  
ソレテハ自家ノ家ニ農校生ヲ寄宿シテ居ル人がアルカラ今後  
ハ皆(口ニ)未ナサイト言ヒマシタ。  
ソレテソノ後一ニ回遊ビニ行キ農校生鄭鍾英・金仁守等ト一  
緒ニ遊ビニコトデアリマス。其ノ後池龍珠等ニ會合シタハ各校  
ノ卒業セントスル者ガ集マツテ卒業後自分ノコトヲ話スト云フノ  
デアリマシタ。中ニハ上級學校、進ムト云フ人モ居ルハ講義録  
ヲ勉強シ度イト思フ人モ居リマシタ。僕等師範校卒業生ハ  
余リニヨク知レテ居マスカラ別ナ話ハナレ。只僕等ハ他校ヲ



9451-2

1697

I-0692

ヲ卒業スルモノハドシナ事ヲ考ヘテ居ルノカ？ ソレガ聞キ度  
 カワタカラ行キマシタ。ソレカラ在學生ハ何モ話ハナク姜海錫  
 ノ煽動トハドシナコトガ少シモカワツタ事ハアリマセンデレタ  
 被告人本人ガ共産主義ノ事ヲドシナモノカワカラナカツタ  
 ノニドシナニ生徒ニ注入セン等ト云フ事ケ言ヘタデセウカ。其  
 言フ事ハ決シテ言ヒマセンデレタ。又其席ニ初メテ名乗リ  
 會フタ人ノ半分モ居リマシタノニ他ノ人トテモ言ヘナイコト  
 デアルシ又言ツタ人モ居リマセンデシタ。其ノ莫ハ賢明ナル  
 判官ノヨリオ解リノ莫ダト思ヒマス。ソレカラ暁進会ト云フ會  
 ノ事ハ檢事殿カラ初メテ耳ニシタノデアリマス。ソレカラハ  
 卒業後當時ノ者達ト一枚ノ安否ノ通信アリマセンデレタ  
 名前モ住所モ解シマセンデレタ。連絡ガ出来タデセウカ。餘リ  
 ナコトテハアリマセンカ。卒業後光州ノ青年ヤ姜海錫等ノ  
 コトモイクラカワカリマシタ。ソレテ光州ニ立寄ルコトスラヲ  
 控ヘマシタ。ソレハ又本被告人ハ年モ老キ家ノ事ケ段々トワ

S 9451-2 1698

本三

カル様ニナリマシタ。警察署テハ家ニ財産ガナイカラ共産主  
 義ヲシタトカイテ置ウト無理ニモ書キマシタガ家ニハ財産所  
 デハアリマセン。借金等テ取ワテマイナスニナツテ居リマスケ  
 レドモ共産主義ヲシタイト思ツタノデアリマセン。非常ニ遅  
 ケテ居リマシタ。前ニハ家ニモ少シ許リノ田畑ガアツタモノヲ  
 父ハ子ノ教育ノ爲メ其等ヲ賣ツタ事モワカリマシタ。又村ノ  
 一人光州ニ遊ビ其ノ父母ニカケル心既等ヨクワカリマシタ。其故  
 光州ニ立寄ルコトスラ遅ケ共産主義等夢ニモ考ヘテ事ハ  
 アリマセン。又其ノ方面ノ書物ヲモ研究シタコトガアツマセン  
 コト時ノ立寄リ所ケケシカラヌトテ懲役二年ナル處刑ヲ  
 言渡サレタル被告人ノ悩ハ如何ナモノデセウカ。前途ハ如何ナ  
 モノデセウカ。  
 賢明ナル判官ヨ！神聖ナル判官ヨ。  
 二十世紀ニ生ラ得ニ余リノ生命テ此ノ世ニ終リヲ告ゲネバナ  
 ラヌノデセウカ？ 餘リノ悔アハ下リマセンガ 余リニモ可愛

S 9451-2 1699

I-0692

想デハアリマセンカ  
神聖ナル法官ヨ!!  
賢明ナル判官ヨ!!

ヨク本被告人ノ眞情御了察アツテ寛大ナル處分アラ  
ン事ヲ無罪ノ言渡アラン事待ツノミデアリマス

昭和六年四月三日

大邱刑務所被告人

李東宣

大邱覆審法院裁判長殿

木  
四



9451-2

1700

I-0692

昭和六年刑公第一四八二號

判決

本籍 京城府慶雲洞二十九番地  
住居 上海法界辣斐德路泰興坊九號

無職

具

然欽

當甲九年

本籍 慶尚南道東萊郡鐵馬面耳谷里五百十番地  
住居 上海法界甘世東道集仁里百七番地

無職

河

宗

煥

當二十一年

本籍 咸鏡南道端川郡波道面松坪里三百八番地  
住居 上海法界甘世東道集仁里百七番地

無職

明會三金

秉

會

當二十六年

具一

右ノ治安維持法違反各被告事件ニ付朝鮮總督府  
檢事森浦正藤郎開典審理ヲ遂ケ判決人ルコト左ノ  
如シ

主文

被告具然欽ヲ懲役六年ニ同河宗煥同金秉  
會ヲ懲役二年ニ各處ス

朱沃勾留中被告具然欽ニ同河宗煥ニ對シテハ各  
二百五十日ヲ被告金秉會ニ對シテハ三百日ヲ各

本利ニ算入ス  
押收ニ係ル赤旗一流(昭和五年押第八三七號ノ  
二二七)ハ被告金秉會ニ對シテ之ヲ沒收ス

理由

第一被告具然欽ハ幼時父ニ就テ漢學ヲ修メ十八歳ニ  
シテ韓國宮内府侍從院右侍御ニ任セラレ次テ内



9451-2

1702



9451-2

1701

I-0692

部地方制度調査委員、内部主事等ニ歴任シタ  
ルカ、後日韓併合ノ機運生スルニ及ムテ、日本帝國  
ノ祿ヲ食ムムコトヲ欲セス、官ヲ辞シテ、大正八年秋冬  
ノ交支那奉天ニ赴キ、同地諺文新聞滿洲日報ノ記者  
ト爲リタルカ、大正十年同社ヲ退キテ、滯韓シ、大正十三年  
京城東亞日報社地方部長トナリ、次テ翌大正十四年一  
月時代日報社營業局長ニ轉シ、後幾何モナラ  
シテ、同社論說部長トナリタルカ、先是大正十二年七  
月七日洪命憲、洪增植、金在鳳、洪真裕、李載  
誠、朴一秉、尹德炳、元天觀、金洛俊、李昇復、及  
洪性憲等ト共ニ社會主義ノ研究ヲ目的トシテ  
新思想研究會ナルモノヲ組織スルニ及ムテ、漸ク共  
産主義思想ヲ抱懷スルニ至リ、大正十五年四月四日  
當時ノ社會團體タル北風會、朝鮮労働党及無産

具二

者同盟會ト合同シテ、正反會ヲ建設シ、銳意思想運  
動ニ從事シ、来リタルモノナルカ  
一、大正十四年六月京城府桂洞十七番地、金在鳳方ニ  
於テ同人ノ勸誘ニ因リ、同年四月十七日同府黃金町一丁  
日支那料理店雅敘園ニ於テ同人等カ、朝鮮ヲシテ  
日本帝國ノ朝鮮ヨリ離脱セシメ、且之ニ共產主義制  
度ヲ實施スヘキ目的ヲ以テ組織シタル秘密結社  
朝鮮共產党ニ右ノ事情ヲ知リテ加入シ、後金在  
鳳等檢擧ニ遭ヒ、姜達永後ヲ襲ヒテ責任秘書  
トナリ、党ノ復興ヲ計ルニ及ヒテ、大正十五年二月、洪真  
裕、金聲澤ト共ニ同党中央檢査委員トナリ、同年  
三月、頃、洪南杓、魚秀甲、具昌會、朴純秉(後李  
敏行モ加ハル)ト共ニ同党ノ時代日報ヤチエーカヲ組織シ  
テ、其ノ責任者トナリタルカ、後右共產黨員カ檢擧



9451-2

1704



9451-2

1703

I-0692



セラレルニ及ヒ身ノ危険ヲ察シテ大正十五年十月  
朝鮮ヲ脱出シテ支那上海ニ遁走シ翌昭和二年三月  
露西亞莫斯科ニ赴キ同月八日より一週間同地ニ於テ  
開催セラレタル國際モロプル第二次大會ニ出席シ  
テ革命ノ犠牲者ヲ救援スヘキコト、モロプルヨ  
リ救援セララルヘキモノハ犠牲者自身ヲ第一トシ次  
ニ家族ニモ及フヘキコト、救援ノ方法ハ第一ニ精神的  
第二ニ物質的、第三ニ法律的ナルヘキコト等ヲ決議シ  
テ同年五月上海ニ歸還シ

ニ昭和二年六月上海佛租界雷米路興順里ナ  
ル被告人ノ住居ニ於テ李東寧、趙琬九兩名ノ勸  
誘ニ因リ同年三月二十一日上海ニ於テ朝鮮ラニ帝  
國ノ西朝鮮ヨリ離脱セシムル目的ヲ以テ組織セラレタル

具三

韓國唯一獨立党上海促成會ナル結社ニ其ノ情ヲ知  
リテ加入シ

三、昭和四年十月二十六日上海佛租界斜橋惠中學校  
ニ右韓國唯一獨立党上海促成會臨時大會開催  
セラレルヤ被告人亦之ニ参加シ趙琬九司會ノ下  
ニ參會者五十余名ト共ニ同促成會解散ノ決議ヲ爲  
ストト共ニ即時同シク朝鮮ヲシテ日本帝國ノ西  
朝鮮ヨリ離脱セシムル目的ヲ以テ留滯韓國獨立  
運動者同盟ナル結社ヲ組織シ曹奉岩、洪南杓  
黃俊ヲ同同盟ノ創立宣言及細領規約ヲ起草シ  
員ニ選在シ被告人ハ洪南杓、曹奉岩、吳素正ト共  
ニ同盟ノ執行委員ヲ詮衡人ヘキ委員ニ選在セラレ  
其ノ後同月末同地佛租界佛蘭西公園内ニ他ノ詮  
衡委員ト會合シテ郭憲、李敏達、崔鳳官、



9451-2

1706



9451-2

1705

I-0692

金元植、高相峻、鄭泰熙及被告人ノ七名ヲ執行委員ニ選任シ且中央機關ノ職責ヲ定メタルカ其ノ後十一月初第一回執行委員會アリテ右執行委員ノ部署決定セラレ斯クテ被告人ハ總務部長トナリ郭憲、李敏達、兩名同部員トナリテ組織部及宣傳部ヲ監督シ且大會及執行委員會召集ノコトヲ司リ崔鳳官ハ組織部長、金元植ハ同部員トナリテ同盟員ノ進退ヲ司リ高相峻ハ宣傳部長、鄭泰熙ハ同部員トナリテ宣傳文ノ作成配付機關紙ノ發行、示威運動等ノ任ニ當ルコトトナリ同年十一月上海佛租界霞飛路ナル郭憲方ニ於テ第二回執行委員會ヲ開催シ被告人モ出席シ上右執行委員ノ選任及部署ノ決定ヲ報告スル爲大會ヲ開催スヘキ旨ノ

具四

協議ニ參與シ尚同盟ハ機關雜誌ヲプロウヲ發刊シタルカ被告人ハ屢々之ニ稿ヲ寄セテ朝鮮獨立ノ思想ヲ鼓吹シ其ノ後同年十月初旬右同盟カ同年六月十七日上海佛租界民國路浸禮堂ニ於テ在上海、朝鮮人、台灣人等ノ獨立運動者ノ團體ニ依リテ結成セラレタル自民族獨立運動團體タル東方被壓迫民族及帝同盟籌備會ニ加盟シ其ノ總務部幹事ニ充テラルルニ及ヒテ被告人ハ右同盟ヲ代表シテ該總務部幹事ノ任務ヲ行ヒ更ニ同十一月朝鮮全羅南道光州ニ勃發セル學生騷擾事件ニ関シ安昌浩、崔錫淳、金元植、李泰煥、鄭有寅、金徹ト共ニ上海韓人各團體臨時聯合會ノ委員トナリテ昭和二年一月十日午後七時前頭浸禮堂ニ全上海朝鮮人



9451-2

1708



9451-2

1707

I-0692

群衆大會ヲ發起開催シ朝鮮人七八百名中國人  
ニ三百名及台灣人其他多數集合セル席上自ら  
演説ヲ爲シテ朝鮮ニ於ケル學生示威運動ニ  
関スル當局ノ措置ヲ攻撃シ又同年三月一日右  
浸礼堂ニ於テ開催セラレタル朝鮮獨立運動紀念  
式ニ參會シ朝鮮ト帝國主義ナル類下ニ演説ヲ爲シ  
テ夫々朝鮮獨立ノ思想ヲ吹煽動スル等大ニ朝  
鮮獨立ノ目的ニ向ッテ策動スルトコアリ

第二 被告河宗煥ハ大正十四年四月京城中央高等普通  
學校ニ入學シ昭和三年四月同校ヲ退學ノ後同  
府中央基督教青年學館ニ入學シタルモ是亦  
同年九月ニ至リテ退學シ同月直ニ支那北京ニ赴  
キテ支那語ヲ研究シ翌昭和四年五月天津ニ移リ  
次ニ同年十月上海ニ赴キテ同年十二月ヨリ同地英

具五

國人經營ノ自動車會社ノ監督トナリ翌昭和五年  
七月辭シテ同地漢英語專門學校ニ入學シ英  
語ノ研究ニ努メ居リタルトシ同年七月上海安南路  
泰成坊ナル自宅ニ於テ尹批口ノ勸誘ニ因リ上海  
韓人青年同盟カ朝鮮ヲシテ日本帝國ノ朝鮮  
ヨリ離脱獨立セシムル目的ヲ以テ組織セラレタル結  
社トシテ知リテ之ニ加入シ同年八月二十九日韓併  
合紀念日ニ際シ上海英租界南京路ニ於テ朝鮮  
獨立示威行列ニ參加シ「爲韓國亡國紀念告中國  
革命民衆書」及「被壓迫民族聯合起來」ト題ス  
ル檄文約三百枚ヲ撒布シ右同盟ノ目的ニ向ッテ策動  
スルトコアリ

第三 被告人金秉會ハ幼時浦塩ニ移住シテ同地ニテ  
普通教育ヲ受ケ大正十五年十二月支那廣東ニ赴

1710

S 9451-2

1709

S 9451-2

I-0692

キ次テ昭和二年一月黄浦軍官學校ニ入學シタル  
ルモ同年十月病ヲ得テ同校ヲ退キ上海ニ移リタル  
コト

一昭和四年四月中旬上海佛租界馬良路經益里自  
宅ニ於テ當時中國本部韓人青年同盟上海支  
部執行副委員長タリシ金元植、勸誘ニ因リ該  
同盟(後昭和五年二月十五日上海韓人青年同盟ト  
改稱ス)カ朝鮮ヲシテ日本帝國ノ朝鮮ヨリ離脱  
セシムル目的ヲ以テ組織セラレタル結社ナルトヲ知  
リテ之ニ加入其上海支部ニ屬シ

二昭和五年一月肩書被告人自宅ニ於テ曹奉岩  
ノ勸誘ニ因リ前記留滬韓國獨立運動者同  
盟カ上叙ノ如ク朝鮮ヲシテ日本帝國ノ朝鮮ヨリ  
離脱セシムル目的ヲ以テ組織セラレタル結社ナルコ  
トヲ知リテ之ニ加入シ

具六

右兩個ノ結社、一員トシテ昭和五年三月一日前頭  
浸礼堂ニ於テ行ハレタル朝鮮獨立運動紀念心  
式ニ参加シ且右留滬韓國獨立運動者同盟ノ一  
員トシテ同年八月二十九日、日韓併合紀念日ニ際  
シ前記上海英租界南京路ニ於テ行ハレタル朝鮮  
獨立運動示威行列ニ加ハリ援助韓國革命ト大書セ  
ル赤旗(証第三七號)ヲ押立テテ運動スル等右目  
的ニ向ッテ策動シタルモノナリ  
而シテ被告具然欽、同金秉會、各所屬ハ夫々繼續  
シタル犯意ニ出テタルモノナリ  
証據ヲ按スルニ判示第一ノ事實ハ犯意繼續ノ點ヲ除  
キ被告具然欽、當公延ニ於ケル判示同旨、自供ア  
ルニ依リテ明白ニシテ犯意繼續ノ點ハ同被告人九短



9451-2

1712



9451-2

1711

I-0692

期間内ニ同種行為ヲ反覆累行シタル事跡ニ徴シ之ヲ認ムヘク判示第二ノ事實ハ其ノ外形事實付テハ被告河宗煥ノ當公廷ニ於テ自認スルトコロニシテ唯同被告人ハ當公廷ニ於テ判示上海韓人青年同盟カ判示如キ目的ヲ以テ組織セラレタル結社ナルトハ加入當時之ヲ知ラサリシ旨否認ス然レトモ檢事同被告人ニ對スル第二回訊問調書中昭和五年七月中旬頃上海韓人青年同盟買タル尹哲カ私ニ對シ朝鮮ノ獨立運動ヲスルト目的トシテ上海韓人青年同盟ナルモノ組織サレ居ル故之加入セヨト勸メルノテ私ハ之ヲ承諾シ加入シタル旨ノ供述記載アルニ徴スレハ同被告人カ判示如キ情ヲ知りテ右同盟ニ加入シタル事實ハ之ヲ認メ得ヘク被告人ノ抗辯理由ナシ判示第三ノ事實ハ犯意繼續ノ點ヲ除キ被告金

具七

秉會ノ當公廷ニ於ケル判示同旨ノ供述アルニ依リテ明ニシテ犯意繼續ノ點ハ同被告人カ短期間内ニ同種ノ行為ヲ反覆累行シタル事跡ニ徴シ之ヲ認定スサレハ判示事實ハ何レモ其ノ證明十分ナリトス法ニ照ラスニ判示被告具然欽ノ所爲ハ治安維持法第一條第一項刑法第五十五條ニ該當スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選擇シ其ノ刑期範圍内ニ於テ同被告人ヲ懲役六年ニ處スヘク被告河宗煥ノ所爲ハ治安維持法第一條第一項後段ニ被告金秉會ノ所爲ハ同法第一條第一項後段刑法第五十五條ニ各該當スルヲ以テ何レモ所定刑中懲役刑ヲ選擇シ其ノ所定期範圍内ニ於テ右被告人兩名ヲ各懲役二年ニ處スヘク刑法第二十一條ニ則リ未決勾留日數中被告具然欽河宗煥ニ對シテハ二百五十日



9451-2

1714



9451-2

1713

I-0692

被告金兼會ニ對シテハ三百日ヲ何レモ右本刑ニ算  
入スヘク押收物件中赤旗一流(昭和五年押第一八三  
七號ニ三七)被告金兼會カ判示犯行ニ供シタル物件ニ  
シテ同被告人ノ所有ニ係ルヲ以テ同法第十九條第一項  
第三號第二項ヲ適用シ同被告人ニ對シテ之ヲ沒收スヘ  
キモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和六年十二月十六日

京城地方法院刑事第一部

裁判長朝鮮總督府判事

朝鮮總督府判事

朝鮮總督府判事

金川廣吉

小林長藏

柳原幸雄

具八



9451-2

1715

I-0692

韓國惟一獨立黨上海促成會綱領規約及細則

綱領

- 一、本會は韓國の惟一なる大獨立黨の成立を促進す
- 一、本會は韓國獨立に必要な民族的一切革命力量の總集中に努力す

規約

- 一、本會は韓國惟一獨立黨上海促成會と稱す
- 二、本會は本會の綱領を實行するに必要なる諸般の事業を爲す
- 三、本會の會員は上海に在留する韓國獨立運動者を以て組織す
- 四、本會は事業進行の爲めに執行委員二十五人を置く  
執行委員は大會に於て之を選任す但し大會閉會中執行委員の解任及び補缺を爲す場合は執行委員會に於て之を自ら行ひ得るものとす

綱領

- 五、執行委員は常務委員九人と互選し常務委員會を組織す
- 六、本會は大會は四分の一、執行委員會は三分の一、常務委員會は過半数出席を以て開會し議事は出席員の過半数の賛成を以て之を決す
- 七、本會會員は會務と會費とを相當するの義務を負ふ
- 八、本會會員にして綱領及び決議に違反する者は執行委員會に於て之を懲責す
- 九、本會は韓國惟一の獨立黨が成立したる時に之を解散す
- 十、附則 本規約に不備なる事項は執行委員會に於て之を定む

細則

- 一、本會は規約第二の事業を實現するが爲め左の課業に務む
- い、在上海獨立運動者を統一集中す



9451-2

1717



9451-2

1716

I-0692



ろ、各地の獨立運動団体と聯絡し統一機関の組織なき處には宣傳してその促成に努力す

は、機関紙を發行す

に、講演會を催す

二、新入會員は會員二人の推薦により常務委員會に於て入會を許す

三、大會は必要なる時に執行委員會の決議を以て之を召集す

四、大會閉會中は執行委員會が大會を代表して本會の一切の事業を議決執行す

五、常務委員會は大會又は執行委員會に於て決議したる事を實行す

六、執行委員會は之を左の二種に分つ

い、定期會 毎月二回(第一第三次曜)とす

ろ、臨時會 必要なる時に常務委員會之を召集す

細則 二

集す

七、常務委員會は毎週一回(土曜)とす

八、常務委員會には庶務、宣傳、聯絡の三部を置く

い、庶務部は簿書、會計及其他各部に属せざる事務を掌理す

ろ、宣傳部は出版講演及宣傳に關する一般事務を掌理す

は、聯絡部は各地各団体の意思の疏通を圖り其他一般聯絡に關する事務を掌理す

九、常務委員は各部事務を分担し各部は責任者一人を互選す

十、本會會員は會費一元を納入す

十一、本會の経費は會員の會費と其他の義捐金を以て之に充つ



9451-2

1719



9451-2

1718

I-0692

宣言

われ等は死活問題に對する深き覺悟と良心の抑へ難き  
欲求とに鞭打たれて茲に韓國唯一獨立黨の促成を期し  
發會會宣言するものあり

夫れ耻義と存榮とは實に全民族的の問題である われ等の  
獨立運動は全民族の汚消隆長を前提としての革命的  
行為にして或種の英雄的權謀や部分的の力量を以て出來  
得べき仕事ではない 由緒深き歴史の權威か之を命し  
歴々の文化の流しか之を興さしめたものあり 諸先輩の遺  
せる熱烈なる行蹟か之であり全民族の絶え間なき努力か之  
であり將來の成功か亦之であるべきである 既に全国的にして且  
つ革命的である 今更何か故に唯一を叫び集中を唱ふ  
るの必要かあらうか

已未以後九個年間の有様は果して如何 集中は失敗に終  
り遂に割據の慘境たる状勢を産み出して派閥の争と

宣言

長短の闘とは日日之を耳に聞き目に見るの煩に勝えずと  
れか爲めに大目標と全使命との責任を忘却して唯これ精  
疑、較量、分裂、隔斷の感情のみ愈々加わり従つて恐る  
べき裏切者や憎むべき仇敵に此の隙に乘しわれ等の運動  
を攪亂するの機會を與ふることさへあつたではないか

此に適すること或は彼に適せず人の美なりとするところ必ずしも  
我に取つて美ならざるものあるのは元來區々なる人間社會に  
於て已むを得ない事實である 苟同を求め助長を試みるは  
理智の許さざる所ではないか 環境の如何か緩急の差を生し天  
性の稟くる所深淺を殊にするに拘らず或は自家に執着し或  
は進取に急なるの餘り無用の策謀を用ひて紛々として離合し  
甚しきに至つては又一閥を自負するに至つて却つて我と我か身  
を破滅に導くの痛恨事を招き致す憐れな事さへもあつ  
た とうしてこれか本意であり且つ豫期したところであつたらう  
か



9451-2

1721



9451-2

1720

I-0692

散を以て集に抗し亂れるを以て整へるを攻めて其の功を収め得るの例は古今にない事實である。弱小なる力か能く強大なる勢力を打破する能はずの原理か我らの眼前に頻々展開され自然の進程か固断なく教訓を與へてくゆる今日に於ても尚ほ自他に拘はり寸尺を授けて共倒水の目迫つて来るにも拘らず坐して其のまゝ最期を待つべきものあるらうか。わん等の大同の陣營は既に整つてあるのである。同異の調劑と長短の補和に何の難き所かあらうか。要は只慎重なる組織と具體的なる方略とを以て統一的心中の下に各機関の組織的活動を圖るにあるのみである。唯一集中を學的に絶叫し信仰的に奮發せむことを強調する所にてある。これ我ら今日の等しく懐く心懸てあり覚悟せざる。後先して唱道すしまることとどうして偶然といひ一時的といひ得ようか。

友よ起て、さうして個人は団体に、団体は唯一党に一日も

S 9451-2 1722

早く完成せしめよう。骨髄に徹した怨恨と積り重つた辱辱とを雪ぐは只斯くすることのみ存するのてある生存の権利を取返すのも斯くすることのみあり輝かしい将来の幸福も只此の道に依つてのみ得らるるのである。次の如き細領を立て同志の叫びを奮闘とを乞ふ次第である。

一、本會は韓國の唯一なる大獨立党の成立を促成す  
 二、本會は韓國獨立に必要なる民族的一切革命力  
 日量の総集中に努力す

大韓民國九年 月 日  
 韓國唯一獨立党上海促成會 執行委員

- |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 李東寧 | 洪震  | 趙琬九 | 趙尚燮 |
| 李祐弼 | 金科奉 | 李圭洪 | 宋永錫 |
| 金九  | 金甲  | 金澈  | 崔昌植 |
| 李敏達 | 崔錫淳 | 朴鐵九 | 康景善 |
| 玄鼎健 | 鄭柏  | 黃頃  | 陳德三 |
| 趙素印 | 金明濬 | 鄭憲  | 鄭恭熙 |
| 金文熙 |     |     |     |

S 9451-2 1723

I-0692

全鮮思想事件月表

昭和六年十二月中受理

特 達	犯 法					刑 行 妨 害 執 行	公 務 執 行	罪 名 檢 事 局 管 内
	強 盜	傷 害	殺 人	放 火	騷 擾			
保 安 法 反 貧 數	強 盜 貧 數	傷 害 貧 數	殺 人 貧 數	放 火 貧 數	騷 擾 貧 數	公 務 執 行 貧 數	貧 數	
	二		三	一	二			京 城
								公 州
二						二		咸 興
三		四	一					清 津
三								平 壤
					一	二		新 義 州
								海 州
								大 邱
一								釜 山
二		七	二	六	一			光 州
二				一	九			全 州
七	六	三	二	四	二	二		計
三	五	二	五	一	九	六		

S 9451-2 1724

考 備	計	犯 法 別					罪 名 檢 事 局 管 内
		違 反 貧 數	出 版 法 反 貧 數	暴 力 行 為 等 處 罰 法 反 貧 數	治 安 維 持 法 反 貧 數	治 安 維 持 法 反 貧 數	
各檢事局管内ニ於ケル思想犯ノ取扱順位 一咸興 二京城 三光州 四清津 五新義州 六釜山 七全州 八平壤 九公州 一〇海州 大邱	一			一	六		京 城
	八			一	二		公 州
	一			一	六		咸 興
	六			一	八		清 津
	九			三	二		平 壤
	七				一		新 義 州
	四			一	七		海 州
	五				四		大 邱
	八				三		釜 山
	一			七	六		光 州
一				一	九	全 州	
三	六		三	二	四	二	計
五	二		五	一	九	六	

S 9451-2 1725

I-0692

全鮮思想事件月表

昭和六年十二月中 處分

特	犯 法 刑						罪 名	處 分	
	保安法違反	強 盜	傷 害	殺 人	放 火	騷 擾			公務執行妨害
人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數
一	二			二	一			求豫審求公判	起
八	四		四	一				求豫審求公判	起
								命令	起
九	四	二	四	一	三	一	一	計	計
三	五		三	九			一	不起訴其他	計
四	七	二	四	三	一	一	二	計	計
三	二							未濟	未濟

S 9451-2 1726

考 備	計	犯 法 刑				罪 名	處 分
		出版法違反	暴力行為等處罰關係件違反	治安維持法違反	治安維持法違反		
人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數
	五	一		四	九	求豫審求公判	起
	七	一	三	二	四	命令	起
	三	二	三	五		命令	起
	一	六	二	六	一	計	計
	三	五	一	一	七	不起訴其他	計
	五	一	二	一	七	計	計
	一	八	一	七	六	未濟	未濟

S 9451-2 1727

犯罪人員、歩合  
處分三對スル歩合  
起訴  
不起訴  
其他  
○三  
○六  
○九  
起訴三對スル歩合  
求豫審○三五  
求公判○四五  
求異命令○二〇

I-0692

◎思想語彙

其九

三民主義

三民主義とは民族主義、民権主義及び民生主義の三主義を意味し、孫文主義、孫文の著す三民主義、建國大綱、建國方略、國民代表大會宣言及其他著述を貫くこと、その思想を指し、代表するもので、中国々々民権の虎綱、政策等一切の中心をなし、孫文の創設に於けるもの、八年の頃、改組を流浪中に説いたのが初めて、そのは一八九七年の頃、改組を流浪中に説いたのが初めて、虎綱として公表したものは、民國十二年一月一日、上海、海軍日報紙上の中国々々民権の宣言發表以後に於てである。國民代表大會の宣言は、孫文の撰携をなし、國民代表大會が改組更新後、民國十三年一月より八月まで、孫文自ら、民族主義は一月二十七日より三月二日まで、六回、民生主義は八月三日以降、四月二十六日まで、六回、講演してゐるが、民生主義は未完のまゝである。孫文は三民主義に對し、懸念不遇の地位に於つても、克く一貫之の宣傳達成の爲に、他の二主義に就ても、草稿は出来てゐたのであるが、民



9451-2

1728

國十一年六月十六日、陳炯明の叛變に遇つて、多教文獻と共に焼失した。孫文は、三民主義に對する孫文の主張は、講演を以て、根本と解さるべきものである。孫文は、その三民主義講演の冒頭に於て、一、種信仰、一種力量、一種救國主義、甚密は主義、主義就是一種思想、最先發思想、思想貫通、以後、便起信仰、有了信仰、就生力量、所以主義は先有思想、思想貫通、以後、便起信仰、有了信仰、就生力量、立、何以說三民主義、就是救國主義、救國主義、因為三民主義、是促進中國之國際地位平等、政治地位平等、經濟地位平等、使中國永久留存於世界、所以說三民主義、三民主義、就是救國主義、試問、便該信仰三民主義、信仰三民主義、如果認定、應該要救的、那麼、便該信仰三民主義、信仰三民主義、如果認定、應該要救的、這種極大勢力、便可以救中國、目標とする熱意の程、窺知される。民族主義は、最初は、倒滿興漢を目標とする漢民族の獨立であつたが、國民革命成就後は、自ら變化し、民族自決及び平權平等を包含し、其他民族を聯合し、解放を求め、つて打倒帝國主義運動は、國際資本主義のみならず、階級性があり、資本家も亦敵として打倒せんとす、つて打倒帝國主義運動は、國際資本主義のみならず、階級性があり、資本家も亦敵として打倒せんとす、帝國主義の聯合軍に對しては、被壓迫民族及び之と平



9451-2

1729

I-0692

等の友誼をもつ民族と共同戦線を以てする必要があり、曰英米  
佛等の帝國主義と闘ふには應に聯露策を採らねばならぬが  
民族革命は最後のものではなく、民族革命成就の時は既に將來  
の社会革命の準備をせねばならぬ。  
オニの「民権主義」は東西の憲法制度に則るところ多いもので、自  
由民権のデモクラシーの思想であるが、民生主義的民権主義とな  
ければならぬ。亦人民の権利は代議制による間接民権とな  
く直接民権でなければならぬ。その為には、(一)選挙権、(二)地方及び  
中央政府に對し普通選挙権、(三)罷免権、(四)罷官権、(五)人民が  
官吏を選挙し又罷免するの權、(六)複決権、(七)人民が法律に應  
じ法律を制定するの權、(八)創制権、(九)複決権、(十)人民が必要に應  
じ法律を制定するの權、(十一)人民が必要に應じ法律を制定するの權、  
民権を獲得する過程の國民革命に於ては、この民権の確立は、  
一、軍政期、二、訓政期を経て、三、憲政期に於て完全成就せらる  
も、一、軍政期、二、訓政期に於ても資本階級及び平均地権の政策  
を実施し、資本家地主を抑制し労働階級を保護し、社会革命の  
成功を期し、この民権政權の四權の下に治權として司法權、立  
法權、行政權、考試權及び監察權の五權を持つ政府が構成さる  
べきで、之を九權憲法と称する。これが完成するれば即ち民生



9451-2

1730

主義的民権主義の社会で、國家は死滅して天下は公の爲にあり  
大同の世界に到達する。ホ三の民生主義の民生とは人民の生活  
であつて、社会的、國民的、群衆的生存であつて、民生の二字  
は社会問題を意味し、民生主義は社会主義又は共產主義に即ち  
大同主義である。民生は経済組織と共にその表現の異なるのは  
當然であるが、民生革命の成功とは、社会上の一切の階級的圧迫を  
除くことであつて、この為には先づ民族革命が先行されて政權を  
奪取し、その政治運動によつて経済問題解決の手段とし、(一)に  
資本階級と平均地権の二法を採用する。平均地権は孫文が米國  
流浪中ヘンリー・ジョージの土地單稅論より發意せるもので、中國同盟  
會の政綱中にも掲げられたものである。それは社会的に困る土地  
増加は國家に收属すべく、國家土地法、土地使用法、土地徵稅法  
及び地價稅法等を規定し、之により課稅するが、地主が地價の中  
告に當り低廉に過ぎる場合は國家が之を買收し以て地主制度の  
弊を防止し土地分配の公平を図り、耕作者に土地を與ふることを國  
的とし、資本階級は支那の如き後進國の自國産業の保護を考  
慮して弁法を設け、所謂資本の最大なる鐵道、航運等の交通業  
鉉工業及び銀行等が独占的性質を有し或は規模過大にして個  
人経営の困難なるものは國家経営となして私有資本制度を抑



9451-2

1731

I-0692



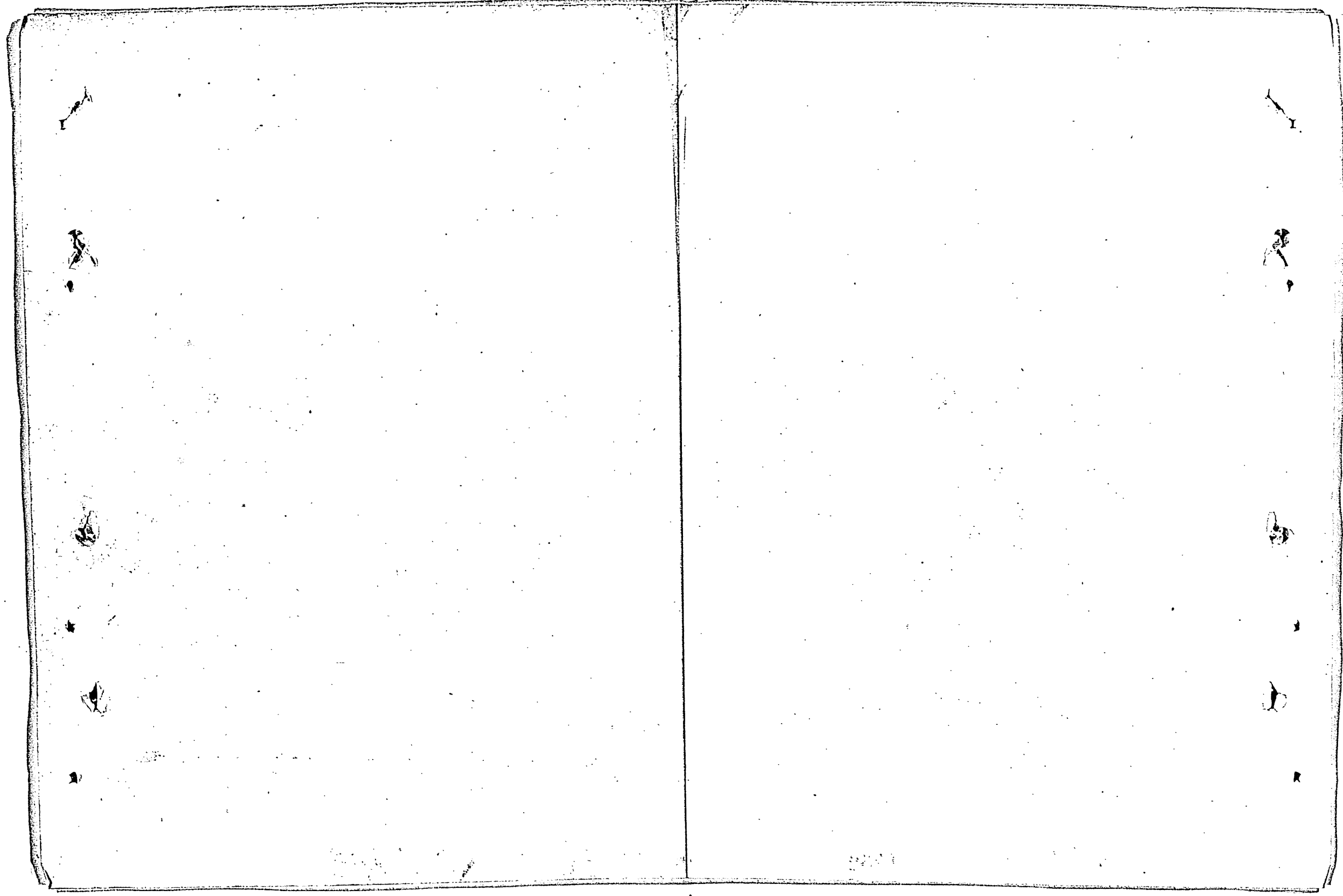
制し人民の生活を保障するとなすもので、単に民生主義一つを  
切し、陸上は社会政策と類似するが、三民主義の体系中であつて  
は決して然らざ、その目標とするところは資本主義の改良であ  
り、その倒壊にあるものである。この民生主義は頗る広義のも  
のであり、且つ支那の経済組織の複雑は国民党員中であつても多  
種の異議論争を生じ、遂には国民党分裂の一因ともなつてゐる  
ものがある。参考書 孫中山、三民主義、孫中山、建國方略、孫中山  
上海假政府 日韓合併後、これに不平の朝鮮人は滿洲上海アメリカに  
移住し常に独立を企圖してゐた。適々世界大戦の後、イルソンの民  
族自決主義が唱導されるや、これ等の朝鮮人は上海佛租界に於  
て秘密結社をつくり、朝鮮内地の同志と巧に連絡を計り、独立を策した。  
一時朝鮮全土を震撼せしめたかの「萬歳運動」の如き、これと密接なる関係を  
有するものと云はれ、尔来假政府の殆どは一般の耳目を聳動せしむる  
に至つた。オ一次假政府の役員は李承晩及李東寧を首班とするも  
のであつたが、これに對して露領方面に於ける李東輝一派より  
李東輝を中心とする改造論が起つた。併し、これ亦内部に異論統  
領李承晩、國務總理李東輝、内務總長李東寧、法務總長申奎植、軍務總  
長盧伯仁、學務總長金奎植、外務總長朴容萬、労働總長安昌法

S 9451-2 1732

民権、労働青年団長、議政院院長孫貞造、閣員及滿洲總司令官  
洪築道、かくて假政府は朝鮮内地との連絡を密にせん、安東縣に於ける  
怡隆銀行内に交通事務局を設け、交通次長鮮千赫を専らその衝に當  
つた。而して活用資金は上海在位の朝鮮人より募集し更に朝鮮の富豪  
を物色してこれに賦課を命じた。假政府は設立の當初から内部の統一を欠いて  
ゐたが、運動の進展と共に益々其傾向を増長し、李東輝、洪築道、金奎植を  
中心とする武断派と李運亨、安昌法一派の文治派との猛烈な對立を見るに至つた。  
武断派の主張は労働ロシアと結び、爆弾その他の兇器を用ひて總督府大官  
を暗殺し、武力に依つて一挙に獨立運動を遂行せんとするに反し、文治派は主  
主として言論機關に依つて朝鮮人の間に獨立思想を鼓吹し、又鮮人本位の教  
育を奨励して日鮮離反の基礎をつくり、漸次日本の統治を覆滅せんとするに  
あつた。而して両派の闘争は日を追ふて激化し、その間暴力沙汰まで行はれたので、李  
承晩及び金奎植等はアメリカより急遽上海に來り、安昌法等と善後策を講じたが  
假政府は維持費の困難なるを、青年一派は既に假政府自体を断念して、アメリ  
カに去るもの多く、為めに内部は拾收すべからざる状態にあつた。その後  
李東輝、朴容萬は吉林方面に於て「軍政府」なるものを組織し、所謂親  
露派を以つて假政府の内部を改革し、國境方面を襲撃せんとする計  
畫を立て、又穩和派も密に朝鮮内地の鮮人を動かし、獨立運動を經  
統せんと奮心した。勿論いづれも成功せず、假政府そのものもいつとはな  
く自然消滅の形となつた。(莊原 達)

S 9451-2 1733

I-0692



I-0692



昭和七年三月十五日

思想月報

思想月報 第十二號

秘

高等法院檢事局思想部

昭和七年三月十五日

目次

- 一、支那人襲撃事件判決有罪確定
- 二、日本共産黨の戦略
- 三、滿洲に於ける朝鮮人民族運動
- 四、支那サウエート共和國憲法草案
- 五、劉宗煥等殺人被告陪審事件に於ける檢事の論告
- 六、思想語彙

附録

○由本共産黨事件公判概況(第三十八報乃至第四十報)

S 9451-2

1735

S 9451-2

1734

I-0692

支那人襲撃事件判決有罪確定(第六報)

言渡廳	本籍	住所	職業	犯時	犯行	確定刑	氏名
平壤地方	京城	平壤	指物商	二三	建造物破毀	懲役一年六月	金成俊
平壤覆審	平壤	"	パンキ職人	二〇	家財道具破壞	一年	朴仁德
平壤地方	"	"	煉瓦工	四一	放火	二年有	金昌來
平壤覆審	平南	平南	仲介業	一九	高品破毀	十月	李春德
"	平北	平壤	無職	二五	殺人未遂	十年	金鳳翼
平壤地方	平南	平南	夜番	三九	家財道具破毀	十月	朴永福
平壤地方	"	"	農業	四三	襲撃殺人	八年	金德麟
"	"	"	農業	二九	"	八年	咸南鶴
"	"	"	労働	二三	"	八年	朴景善
"	平北	"	坑夫	三四	"	八年	白龍國

S 9451-2 1736

言渡廳	本籍	住所	職業	犯時	犯行	確定刑	氏名
平壤地方	平南	平南	坑夫	二九	襲撃殺人	懲役八年	朴東喆
"	"	"	坑夫	二九	"	八年	張東昊
"	"	"	農業	三五	"	八年	韓允模
"	"	"	坑夫	三〇	"	八年	嚴芝淑
"	"	"	労働	三四	"	八年	趙官植
京城地方	京城	京城	大工	二二	建造物損壞	六月	高三吉
海州地方	黄海	黄海	農業	二三	暴行傷害	六月	崔義初
平壤覆審	平南	平南	農業	二三	殺人未遂	一年有	金榮源

S 9451-2 1737

以上十八名(累計八四九名)  
右累計は昭和七年三月十六日迄に  
有罪判決確定したるものなり

I-0692

日本共産党の戦略

日本共産党の戦略的見解ハ一九二八年七月發行サレ  
夕所謂七月テーゼニヨツテ表ハサレテ居ルカ一九三〇年ニ  
至ツテ此テーゼニ根本的欠陥ヲ認め一九三一年日本共産  
党政治テーゼ草案ニヨツテ訂正サレタ。從來七月テー  
ゼノ見解ニヨレバ日本ニ於テ來ルべき革命ノ性質ヲアル  
シヨア民主主義革命デアルト規定シ。此アルシヨア  
民主主義革命ハ急速ニプロレタリア革命ハ轉化ス  
ルデアラウト規定シタ。

即チ戰略的目標ヲ一應アルシヨア民主主義  
革命ニ置キ國家機關ノ民主化土地革命ノ遂行ヲ  
中心的政策ト決定シタノデアルカ此ノ見解ハ日本  
ニ於ケル封建的支配關係ヲ過重評價シ帝國主義國ト  
シテノ日本ヲ抹殺シテ任舞ツタ點ニ根本的誤謬ノ  
ガアル現在ニ於ケル日本共産党ノ戰略的スローガン

1. 金融資本独裁ノ轉覆 天皇制 資本家地主權力

ノ打倒 プロレタリア独裁樹立

2. 工業、鉱業、銀行、交通運輸機關ノプロレ

タリア國有化

3. 大地主天皇、寺社、土地沒收

勤勞農民ハ土地分配

4. 朝鮮、台湾等、植民地ノ完全ナル独立

及帝國主義戰爭反対ソウト同盟支那印度

革命ノ擁護

ヲ揚ケテ居ル。日本共産党ハ前述ノ戰略的見解  
ノ下ニ工場細胞農村細胞ヲ組織シ党ノ基礎ヲ生  
産点ニ据ヘ生産点ニ於テ大衆ヲ党ノ影響下ニ  
獲得シツハアル。  
日本共産党ハ國際共産党ノ日本支部デアリ。日  
本労働階級ノ唯一ノ政党デアル（日本共産党ハ其ノ政

S 9451-2

1739

S 9451-2

1738

I-0692

治的綱領ニ於テ彼ノ日本共産党労働者派君主々  
義解党派トハ鋭ク対立シテ居ル。日本共産党ハ  
労働階級ノ党テアリ決シテ労働者農民ノ党テハ  
ナイ。日本共産党ハ一切ノ合法無産政党ニ対立シテ居ル。  
日本ニ於ケルプロレタリア革命完成ノ唯一ノ残サ  
レタル條件ハ日本共産党ノ擴大強化テアル。  
日本ニ於ケル革命ノ展望ニ於テ最も重要ナル条  
件ハ前述ノ如ク労働者階級ト農民（農村プロレタリ  
ア貧農、小農）トノ同盟テアル。プロレタリアートノヘ  
ケモニトノ下ニ於ケル労働者ノ革命的同盟ナクシテハ  
日本ノ革命ノ成功ハアリ得ナイ。日本共産党ハ日本  
プロレタリアートノ頭部テアル。  
日本共産党ノ農民ニ対スル指導ノ組織的ニハ  
農村細胞ノ建設強化ユソカ農村ニ対スルプロ  
レタリアートノ（ケモニ）ヲ確保スルノテアラウ。

S 9451-2 1740

日本ニ於ケル革命ノ展望ニ於テ最も重要ナル他ノ  
一條件ハ國際的聯合ヲアル。特ニ植民地革命  
運動ト、聯合及ソヴエート同盟ノ關係テアル。  
朝鮮、台湾、支那（特ニ滿洲）ニ於ケル革命的  
民族運動ノ進展ハ日本國內ニ於ケル革命運動  
トノ密接ナル交互關係ノ下ニ在ル。朝鮮、台湾ノ革  
命的民族運動ノ成就ハ日本プロレタリアートノ緊  
密ナル提携ヲクシテハ絶對ニアリ得ナイ。同時ニ  
日本プロレタリアートノ解放ハ朝鮮、台湾ノ革命的  
民族運動トノ提携ヲクシテハ有リ得ナイノテアル。  
（日本共産党ハ二六事件幹部峠一夫ニ対スル  
檢事聴取書ノ一節）

S 9451-2 1741

滿洲ニ於ケル朝鮮人民族運動

一年安北通報リ

滿洲ニ於ケル朝鮮人民族運動ハ彼等ノ傳統的派閥ト内証ニ依リ消長常ナク加フルニ移住鮮人ノ自覺ト日支官憲ノ取締嚴重ヲ加ヘタル結果甚大ナル打撃ヲ蒙リ殊ニ數年前ヨリノ共産主義運動ノ抬頭共匪ノ割拠的活躍等ニ壓倒セラレ國民府及朝鮮革命軍等ノ僅カニ餘命ヲ繫キテアリタルモ今次ノ滿洲事變ヲ機會トシ彼等ハ再ヒ策動ヲ試シソノ人々傾向アリ即チ吉林省内ニ於ケル民族主義者洪晚湖李青天等ハ客年九月下旬上海臨時政府幹部金九趙龍東寧三名ヨリ「今後ノ滿洲ニ於ケル朝鮮獨立運動ハ日支滿洲事變ニ依リ至急軍事行動ニ轉換セシムヘシト指令ヲ受ケ李青天權在秀等ノ部下四十余名ハ權守貞ノ部下三十余名ト共ニ吉林省内森林地帯ニ潛入シ又南滿朝鮮革命軍七十余名モ武裝ノ儘安田縣大森林地帯ニ

侵入潛伏シ互ニ中國敗殘兵ト協調シテ暗中飛躍ヲ續ケ上海北平及滿洲各地ニ浮浪スル民族派首領ト密接ナル連絡ヲ採リ何等カノ形式ニ依リ活動スルモ、如ク又北滿ニ於テハ依然韓族農務聯合會地方自治會「ハンテ」等團等中心トナリ相當活躍スルモ、如ク恩料セラシ



9451-2

1743



9451-2

1742

I-0692



支那ソヴェート共和國憲法草案

一九三一年十一月七日第一回全支ソヴェート

大會にて決議

一、 支那ソヴェート共和國憲法の任務は、支那ソヴェート領域に於けるプロレタリアート、農民の民主的独裁政權の確保、並にその全支那に於ける徹底的樹立にあり。プロレタリアート、農民の民主的独裁の目的は、一切封建的殘滓の絶滅、支那に於ける帝國主義軍閥の権力的地位の剝滅、全國土の統一、資本主義發展の組織的制限、國家經濟建設の遂行、階級意識の促進とプロレタリアートの組織化並にプロレタリアート独裁への過程として貧民大衆をプロレタリアートの周圍に結束することの促進にあり。

二、 支那ソヴェート権力は、労働者、農民の民主

支

的独裁國家を建設す。ソヴェートの全権力は、労働者、農民、紅軍兵士並に一切勤勞大衆に属す。ソヴェート権力の下に於ては、凡ゆる労働者、農民並に紅軍兵士はその代表者を送出し、政權を執行するの權利を有す。

之に反して、資本家、地主、デモクラシスト連、軍閥、反動的官吏、大農、僧尼、一切の権取者並に反革命的要素は、その代表者を送出し、乃至は自ら政權に參與するの權利なく、又何等の政治上の自由を享受することなし。

三、 支那ソヴェート共和國の最高権力は、全支労働者、農民、兵士代表者(ソヴェート)大會とす。大會の決議に依り、全支ソヴェート臨時中央執行委員會を最高権力機関とし、人民委員會は行政機関の行使法律、命令並に決議事項の布告につき、その



9451-2

1745



9451-2

1744

I-0692

四

命令に従ふべきものとす。  
 サウエト地域に於ては、労働者、農民、紅軍兵士並に凡ゆる勤労大衆は、その家族と共に、社會、民族（支那人、滿洲人、蒙古人、マホメット教徒、チベット人其他）並に支那に居留する朝鮮人、台湾人及印度支那人一宗教の如何を不問、サウエト法律の前に於ては、平等にして、等しくサウエト共和国市民なり。之によつて、労働者農民、兵士並に勤労大衆は、事實上政權を執行するを得、次の如きサウエト選挙法を實施する十六条を越ゆる一切の上記、サウエト市民は選挙並に被選挙権を享有し、一切の國家並に地方の問題を討議、決議する、労働者、農民、兵士代表者（サウエト）大會へ直接その代表者を選出するを得



9451-2

1746

選挙区は、労働者に対しては、工場、農民、手工業者及都市貧窮者に対しては、住居地域とす。

此選挙区に於て選出されるサウエト代表は一定の任期を有し、村落乃至は都市サウエイトの委員會乃至は諸機關の任務を遂行す代表者は一定期間に、その選挙民に報告をなさねばならぬ。

選挙人は、常に選出者を罷免し、改選を行ふの権利を有す。プロレタリアートのみ、農民、勤労者の大衆を社會主義の道へ指導し得るが故に支那サウエイト権力は、選挙に當り、プロレタリアートに対しては比較的多数の代表者を選出するの特権を附与す。

サウエイト権力の目的は、労働者階級生活水準の根本的改善、労働法の制定、八時間労働制の

五



9451-2

1747

I-0692

實施、最低労働賃銀の制定、社會保險並に國家的失業手当制度の制定、労働者による生産統制権の確保にあり

六、尚支那サウエート権力の他の目的は、封建制度の廢止、農民生活水準の根本的改善、地主の土地沒收、貧中農への土地分配並に最後に、土地国有化實現のための土地法の制定である

尚進んで支那サウエート権力の目的とする處は、労働者農民の利益を擁護し、資本主義の発展を制肘し、勤労大衆をして資本主義に依る搾取より解放し、彼等をして社會主義社會秩序の途上へ導くにあり

尚サウエート権力は、一切の過重なる課税の廢止、旧來の反革命的支配の撤廢、並に統一的累進課税の實施を聲明し、又全力を盡して、内

支  
三

外資本家の改壞的、急業的計畫を彈圧し、労働者農民に対して有利な、且つ社會主義建設へ導く經濟政策を遂行す

八、支那サウエート権力は支那をして一切の帝國主義程格より解放せんとの目的を追求す。サウエート権力は支那民族の完全なる独立を聲明し、支那に於ける帝國主義の政治的並に經濟的特権を否認し、反革命的支那政府と帝國主義者間には締結せられたる一切の不平等條約、並に新になされたる外債を否認す。サウエート地域にありては、帝國主義者の水陸空に於ける戦用行為を嚴禁し、支那に於ける帝國主義者の特権並に租借地は絶対に之を取消すものとす

帝國主義者の手中にある銀行、税関、鉄道、汽船会社、鉱山、工業等は之を国有とす。但し臨時外



9451-2

1749



9451-2

1748

I-0692

心

国企業家に対して彼等が絶対ヒサヴェート政府の法律に服従することを条件として、諸種の企業に因して故定を定め、生産事業の継続を許容す。

支那サヴェート権力の全力を注ぐ處は、労農革命を發展確保し、全支に亘る最後の勝利を博するにあり。サヴェート権力は革命的階級斗争への参加を以て全勤労大衆の任務なりと宣言す。

兵役義務は當初志願兵制度なりしが漸次一般義務となるべし。武器所有並に階級戦参加の權利を有する者は、労働者、農民並に勤労大衆に限り、一切の反革命的、搾取的要素は徹底的に之を排除す。

一〇

支那サヴェート権力は、労働者、農民並に勤労者に対して、読書、出版、集会、結社の自由を確保す。この自由は、ブルジョアジー、地主、デモクラシー

支四

の敵なれども、労働者、農民大衆の味方なり。

サヴェート権力は反動期中に發生する一切の労働者、農民、自由の圧迫を排除するため、ブルジョアジー及地主の政治的、経済的権力を否定す。出版所（新聞、発行所等々）、公會堂、公園、その他の設備は、その自由行使を確保するため、労働者、農民、勤労大衆の利用に資す。之に反して、反革命の凡ゆる宣傳、活動、並に採取者の一切の政治的自由はサヴェート権力下に於ては絶対に之を弾圧す。

一一

支那サヴェート権力は、家庭の仕事に縛られる婦人を解放するための物質的基礎を造り、婦人をして、社会的、政治的、経済的生活に参加せしむるために、婦人の解放、結婚、自由の承認、婦人保護対策の断行を確保す。



9451-2

1751



9451-2

1750

I-0692

一三、 支那サウエート権力は、労働者、農民、勤勞大衆  
に對して教育を受くるの権力を確保す。階級斗  
争遂行の許す範圍内に於て、一般的無月謝大衆  
教育を開始す。支那サウエート権力は、青年の許切  
の權利を保護し、青年をして政治的、文化的生  
活に参加せしめ、以て社會の新しい力を進展せし  
めんとす。

一四、 支那サウエートは、労働者、農民、勤勞者の事  
實上の信仰、自由を確保す。政教分離の原則に基  
き、將來如何なる宗教もサウエート國家より何等か  
の保護乃至は財政上の援助を受くることなし。  
全サウエート市民は、反宗教宣傳の自由を有す。  
帝國主義者の宗教機關の存立は、サウエート法律に  
服従する範圍内に於て之を許す。  
支那サウエート権力は、支那に於ける少數民族

支五

一五、 の自決権並に支那少數民族獨立國家の分立、建  
設を認容す。従つて支那に居留せる蒙古人、マホメ  
ット教徒、チベット人、朝鮮人等々は、或は支那サウ  
エート同盟に聯合し、或は之より分立し、或は独自の  
國家を建設する等、完全なる自決権を享有す。  
支那サウエート権力は此等少數民族が帝國主義者  
國民黨政府、軍閥、封建諸侯、僧侶、ラマ僧等の  
桎梏より解放され、完全なる獨立を得るために  
全力を盡して之を援助すべし。尚サウエート権力  
は、各民族独自の文化、言語を要求す。  
支那サウエート権力は、革命運動のために、反動  
によりて迫害されたる勤勞支那並に外人革命  
斗士に對して、サウエート地域滞留の權利を確保  
し、その斗争力回復のために之等斗士を援助  
す。



9451-2

1753



9451-2

1752

I-0692

二六、 支那サウエート権力は、サウエート地域に居留せ  
る一切の勤労外人に對して、サウエート法律の保  
証する一切の權利を享有せしむ  
二七、 支那サウエート権力は、世界プロレタリアート並  
いに被圧迫民族と相提携して、統一革命戦線  
に立ち、プロレタリアート独裁の國家、即ちサウ  
エート同盟をその鞏固なる同盟國と見做すこ  
とを聲明す

(以上は昭和七年一月八日付「インプレス」  
司法省刑事局長通報に依ル)

支  
六

S 9451-2

1754

I-0692

劉宗煥等殺人被告(陪審)事件に於ける検事の  
論告

二日間ニ亘ツテノ詳明ナル審理ヲ終始熱心ニ御傾聴下  
スツタ陪審員諸君ニ於テハ既ニ本件事實ノ真相ハ充  
分諒解ニナリ正シキ判断ニ到達セラレテ居ルコト信  
マスガ式ニ從ツテ是ヨリ一應検事局ノ所見ヲ申述ベ  
マス

(一) 公訴事實

本件ノ公訴事件ハ公判ノ冒頭ニ旁職ヨリ申述マシ  
テアリマシテ即チ

昭和六年一月十八日午後三時過頃被告兩名ノ下宿  
アル東京府荏原郡荏原町ノ越一三七番地多賀武治  
方ノ二階四畳半ノ室ハ突然訪ネテ來マシテ荏原警察  
署刑事巡查小沢長重力カニ無産者新聞、無産  
青年等ヲ發見シテ被告劉宗煥ニ對シ荏原署へ向

劉

S 9451-2 1755

行ヲ求メマシタノテ被告劉宗煥ハ若シ小沢刑事ノ西女  
求ニ應ズルナラバ右新聞ノ讀者班ノ組織カ發覺スル  
等多數ノ者ニ累ヲ及ボスコトヲ考ヘ寧ロ同刑事ヲ殺  
シテ逃走シヤウト云フ氣ニナリ小沢刑事ノ頸部ニ著ケ  
テ店タネクタイヲ右手ニ握リ左手ニテ其ノ頸部ヲ壁ヘ  
押付ケテ同刑事ノ咽喉部ヲ絞扼シオカク被告人劉祿鐘  
ニ共力ヲ求メ茲ニ兩名共謀シテ同刑事ヲ殺スコトナリ  
被告劉祿鐘ハ両手ヲ以テ小沢刑事ノ足首ヲ抑ヘツケテ  
其ノ抵抗ヲ防キ以テ同刑事ヲ窒息死セシメタ  
ト云フ事實アリマス

(二) 被告人等ノ弁解

然ルニ被告人兩名ハ當公判庭ニ於テ此公訴事實ニ對シ  
「其日時場所ニ小沢刑事ガ訪ネテ來テ力ニ無産者新  
聞等ヲ發見シ劉宗煥ニ同行ヲ求メタコト、劉宗  
煥ハ多數ノ者ニ累ノ及ボコトヲ考ヘ逃走セントシテ小沢

S 9451-2 1756



刑事ノネクタイヲ握リ頭部ヲ壁ヘ押付ケタコト、劉祿  
鐘ハ両手ニテ同刑事ノ足首ヲ抑ヘ付ケタコト、並ニ其  
為メ同刑事ガ死亡シタルコトハ認メルベクアリマシテ唯逃  
ケヤウトカ逃ガサウトカ云フ氣ハアツタカ殺サウト云フ  
ハ全然ナカッタ

ト云フ趣旨ノ弁解ヲ致シテ居ルベクアリマス  
(三)陪審員ノ判断ヲ要スル事項  
從ワテ公訴事實ト被告人兩名ノ弁解スルトコトノ  
相違ハ殺ス氣ガアツタカ無カッタト云フ唯ノ一点ニ過ギナ  
イノデアリマシテ此一点、ミタ陪審員各位ニ判断シテ頂  
ク譯ナノデアリマス

本來裁判ハ事實認定ト科刑(法律ノ適用ヲ含ム)トノ  
ニツノ部分カウ成立ツテ居リマシテ普通ノ裁判ハ此ノニツノ  
部分ヲ孰レモ裁判所ガ決メテ致スベクアリマスガ陪審裁  
判ニ於テハ此ノニツノ部分ノ内事實ノ判断、即事實認定

ノ方ニ就テハ陪審員ノ判断ヲ煩ハスコト、レ他ノ科刑ノ方ハ  
裁判所ニ於テ自由ニ判断ヲシテ之ヲ決定スルト云フコトニ  
オツテ居リマス、從ツテ陪審員各位ハ事實ノ認定タケ  
ヲサレ、バ宜シイデアリマス、本件、裁判ニ就テ申シマス  
ナレバ被告人等、殺意ガアツタカ無カッタカト云フ其  
ケヲ判断スルハ、任事デヤリマシテ被告人等ノ為シタコ  
トガ刑法ノ方何条ニ該當スルトカ又ハ之ニ對シテ何位ノ  
刑罰ヲ科スベキデアルトカ云フコトニ就イテハ陪審員諸  
君ハ毫モ頭ヲ使フ必要ハナイデアリマス、此方ハ裁判  
所ガ決メテ判断スルベクアリマス、此點ハ員々モ諒解  
ノ下ニヤウニ予メ御願ヒシテ置キマス

四)法律上ノ意見  
次ニ何故、殺ス氣ガ有ツタカ無カッタカヲ判断スル  
必要カアルノカト云フコトヲ一言シテ置キタイト思ヒ  
マス同シク、人ノ頭部ヲ絞ラテ死ナシタシマシテ之殺

I-0692

ス気カアツテ死ナシタ時ニハ法律上殺人罪ニナリマス  
カ殺ス気カナクテ死ナシタ時ニハ傷害致死罪ニナル  
テアリマシテ刑法上殺人罪ノ法定刑ハ傷害致死罪  
ノ法定刑ヨリ重クナツテ居リマス、斯様ニ適用スヘキ  
法文カ遠ヒマスノテ法律ノ適用並ニ科刑ヲスル前ニ  
先ツ争トナツテ居ル此ノ「殺ス気カ有ツタカ無カツタカ」  
ノ事實問題ヲ決定シナケレハナリマセヌンテ諸君ノ  
判断ヲ煩ハス次第テアリマス  
尚ホ「殺ス気」ト云フコト即チ法律上ノ用語ヲ以テスレハ  
「殺意」ト云フコトテアリマス、此ハ如何ナル意味ナル  
カヲ茲テ一言説明シテ置ク必要カアルト思ヒマス、カ  
法律上「殺ス気」ト云フノハ日常ノ用語ノ「殺ス気」トハ多少  
相遠スルト云ヒカアルカト考ヘラレマス  
日常ノ用語テ「殺ス気」ト申シマス「殺シ度イ」トカ「死ナ  
シテ了ヒ度イ」トカ云フ様ナ死ノ結果ヲ望ンテ居ル気持、

別三

ミヲ指シテ指シテ居ルヤウテアリマス、カ法律上テハ「殺ス  
気」ト申シマス「死」ト云フ結果ヲ欲シテ居ル時バカリテ  
ナク、ソレヨリモモツト範圍カ廣ク「斯クスレハ死ス」ト  
云フ事ヲ知リナカラ尚ヤル気持「モ亦殺ス気」ト云フノ  
テアリマス、而モ尚其レハ更ニ擴張サレテ「斯クスレバ  
死ヌカモ知レナイ」ト云フコトヲ知リナカラ尚ヤル気持  
ヲモ殺ス気ト云フ内ニ入レテアルノテアリマス  
例カ甚タ卑俗テアリマス、カ仙台萩ノ政岡カ自分ノ實  
子千松ニ「毒」ヲ何トモ思ハス御主ノタメニ「喰」ルモノ  
「ト」教ヘンテ置キマシタ、メ榮御前カ頼朝公カラ  
下サレタ御菓子テアルト毒ノ菓子ヲ出シタトキ、千  
松ハ母カラ言ヒ付ケラレタ通りニ之ヲ喰ヘテ忽チ慍乱  
七顛八倒ノ苦悶ヲ致シマス、此ハ政岡ノ氣持ハ「子ノ可  
愛サニ毒ナ物喰フナト云フテ叱ル」ノカ親心テアリマス  
「カラ何テ自分ノ子千松ヲ死ナシタイコトカアリマセウケ



9451-2

1760



9451-2

1759

I-0692

レ共主君鷲千代君ニ毒ヲ喰ヘサセタクナイ一心カラ「死ヌ」  
死ヌカモ知レヌコトヲ知リナカラ千松ニ喰ヘサセル此氣持モ  
殺意ヲ以テト云ヘルノテアリマス  
本件テモ若シ被告人等ニ小澤刑事ヲ死ナシタイト云フ  
氣ハナカッタトシテモ逃ケタイ逃ケサセタイノ一心カラ  
「死ヌ」又ハ「死ヌカモ知レヌ」コトヲ知リナカラ小澤刑事ノ頭ヲ  
絞メタリ足ヲ抑ヘタリシタナラハ矢張法律上ハ殺意ヲ  
以テト云フコトニナルノテアリマス、大ケ敷イ言葉ヲ以テ言  
ハハ死ノ結果ニ付テ認識カアレハヨイ、ソシテ其レハ未必的  
ノモノテモヨイト云フコトニナツテ居ルノテアリマシテ学説モ  
略一致シ大審院ノ判決モ危様ニナツテ居リマス  
次ニ共謀ト云フ言葉ノ意味モ一言サセテ貫ヒマス、共  
謀ト云フト如何ニモ額ノ鳩メテ謀議シタ様ニ聞エマス  
カ決シテ危様ノ意味テハナイノテ二人ノ心ニ連絡力  
出来テ其カラ互ニ同シ目的ノ事ヲマルノタト云フ氣カ

劉四

アレハ法律上共謀シテト申スノテアリマス、眼テ合図シ  
テモヨイ、合図カナク暗黙ノ内テモヨイ、意思ヲ連絡  
ナヘカレハ共謀ト云フコトニナルノテアリマスカラ本件ニ  
於テモ共謀ト云フ言葉ヲ難シク考ヘル必要ハナイノテ  
リマス  
⑤ 事實認定ノ方法  
叔テ愈マ被告兩名ニ行為當時殺意力有ツタカ無カッタ  
カノ點ヲ如何ニ見分ケルカト云フコトテアリマスカ本未人  
ヲ殺ス場合ニ多ク人ノ觀テ居ル前テ公然行フコトハ少ク  
テアリマシテ多クノ場合カ人ノ見テ居ナイ場所テ  
行ハレマス、ソシテ相手ハ死シテ了ツテ居ルト云フトキナ  
ト尚更如何様ニシテ殺シタノカ外部ノ人達カラハ判断  
出来難イノテアリマス、殊ニ殺意ナドト云フ犯人ノ心ノ  
裡ノ出来事ハ一層之ヲ判断シ難イモノテアリマス、而モ  
犯人自身ハ自分ノ不利益ニナルヤウナク殺ス氣カアツ



9451-2

1762



9451-2

1761

I-0692

ト云フコトハ滅多ニ外シナイテアリマスカラ如何ニシ  
テモ其點ハ疑雲ニ閉ケテ勝テアリマス、僅シ疑ハシイカ  
ラトカ判ラナイカラトテ其終ニシテ置イテハ人ノ見テ居ナイ  
處ヲドシテ悪イコトヲシテモ其レヲ口外シナイテ置イテラ  
判ラズヒト云フコトニナルノテソレテハ悪イコトノ仕放  
題トナリ在ノ中ノ秩序カ全クナクナツテ了ヒマス、夫故  
仮令悪イコトヲシテ牛ル時ノ有様ヤソノ犯人ノ心持カ  
字眞ヤレコード等ニ取ツテナクモ其前後ノ事情カラ或  
程度迄間遠ナシト推シ考ヘルコトカ出来タナラソノ考  
ヲ正シイモノトシテ事實ヲ認定シナケレハナリマセヌ、  
ソレニハ幸ニ世ノ中ノ總テノ現象ハ原因結果ノ一大法則  
ニ西轉來サレテ居ルノテアリマスカラ其ノ因果干係ノ連絡  
ノ一部分カ吾々ノ視野ノ外ニアツテモソノ前後ノ事情  
カラ推シテ行ケハ吾々ニ見えナイ部分テモ容易ニハッ  
キリト浮ヒ出サセルコトカ出来マス

劉五

S 9451-2 1763

本件テモ被告人等ハ今茲テ殺ス氣ハナカツト申シテ  
其點ハ漠然トシテ居ルマウテスカ其前後ノ事情ヲヨク  
御考ヘニナツテ因果干係ヲ述ツテ行クト前時殺ス氣カア  
ワタカナカツタカト云フコトハ陪審員諸君ニヨク判ツテ來  
ルト思ヒマス、恁様ニ唯直感的ニ有ルトカ無イトカカ感  
ラレタラハ其丈テ充分事實認定カ出来タノテアリマス  
テ格別難シイ理屈モ何モ要ラナイノテアリマス  
之ヨリ今申シタ方法テ殺害時ノ前後ノ事情ヲ諸君ト  
共ニ順次考ヘテ見マセウ  
六 被告人兩名ト被害者トノ干係  
被告人兩名ハ如何ナル性行ノ人物カト申シマスノニ既ニ  
尙公廷ニ於ケル被告人等自身ノ供述ニ依リマシテ明  
瞭テアリマスカ兩名ハ其同郷ノ先輩ヨリ極端ナル主義  
ノ説明ヤ講議ヲ受ケ非合法的ノ右翼運動ニ興味ヲ  
持テ之ニ干與シタルコトハ相違ナイノテアリマス、被告

S 9451-2 1764

I-0692

劉宗煥ハ予審ニ於テ「第二無産者新聞讀者班ノ會  
合ニ於テ新聞ヲ讀シテ直チニ燒キ棄テルコト曝シタ  
場合ニモ自分ヨリ貫ツタト云ハナイコト若シ捕ツテ死  
シ以テ南争スルコト等ヲ述ベ、尚白色テロニ對シテハ  
之ヲヤツ、ケテ北ケナケレハナラヌト注意致シマシタ  
ト供述シテ居リ被告劉祿鐘モ予審ニ於テ「私ハ宗煥ノ  
説明ニヨリ其主義ハ労働者農民カ一致團結シテ現在  
ノ社會ヲ覆シ労働者農民ノ往ミヨイ國ヲ造ルコトヲア  
ルト信シ志様ノ目的カラ第二無産者新聞讀者班等ニ  
加入シタ次第アリマス」ト趣旨ヲ供述シテ居リマス  
之ニ及シテ被害者小澤長重ハ思想方面ノ事務ノ刑  
事巡査テアリ被告人等ノ如キ者ヲ觀察シ檢査シ檢束  
シ拘留シナケレハナラヌ職責ヲ持ツ人テアリマス、被告等  
ニ云ハシムレハ「死ヲ以テ斗争シ、ヤツ、ケネハナラヌ人テアリ  
マス」之タケノ事實ヲ係カラ見マシテモ被告人等ト被害者

劉六

トノ両者カ如何ナル立場ニアルカハヨク判ルコト、思ヒマス  
道路ヲ行キ過キタケケノ間極テモ時ニ殺ス気ニナルコ  
トモアル人間同志ノ間テ斯様ニ迄立場カ遠ヒ心持  
テ遠ツテキル場合一オシタ刺戟カラテモ如何ナル考ヲ持  
ツニ至ルモノテアルカハ陪審員諸君ニヨウ御判リノコト、  
思ヒマス

(七) 犯行直前ノ出来事

一月十八日午後三時頃ニ小澤巡査ハ被告兩名ノ下宿へ  
突然来タノテアリマスカ其際被告劉宗煥ハ第二無産  
者新聞、無産者青年等ヲ座敷ニ置キ尚一月十五日ニ  
池上テ「カール、ローザ」ノ紀念會ヲヤリ秘密ニ同志カ三十  
人程出席シタ時、事ヲ感想文ヲ書イテ居タノテアリマス  
トコロカ小澤巡査ハ之ヲ見ツケ尚部屋ノ内ヲ捜シテ並  
ニ他ノ多クノ無産者新聞、無産青年戦旗等ヲ発見シ  
テ之ヲ纏メテ持飯ル準備ヲ始メ劉宗煥ニ對シテ警告



9451-2

1766



9451-2

1765

I-0692

察へ同行セヨト申シタリテアリマス  
其時被告劉宗煥ハ當公判テモ申シマシタ通り前ニ  
無新ノ關係ヲ大崎署へ連レテ行カレタ時二十九日勾  
留ニ處セラレマシタカラ今度連レテ行カレハ二十九日  
ノ勾留ヲ二度ヤ三度蕪シ返サルノテアロウシ警察ヲ  
調ヘラレハ感想文ノ事カラカール、ロザレノ紀念會カ  
六レテ三十人カラノ出席者ニ迷惑カカリ且無産新聞  
等ノ讀者班ノコトモ曝レルカラドウシテモ逃ケナケレハナ  
ラヌト考ヘタルテアリマス、之ハ無理モナイコトテス  
併シ此場合逃ケルト云ツテモ唯下宿カラ外へ馳ケ出シ  
タトテ逃ケオホセルモノテハナク又自分ノ身体タケ一時  
其場ヲ外シテ逃ケテモ感想文ヤ無新ナトカアツタコト  
ハ小澤刑事ノ記憶ニ残リ又之等ノモノカ警察ノ手ニ  
入レハ同志ノ迷惑ニナルノハ苟然ノ事ナラテアリマス  
唯逃ケタコトハイカニシテモ感想文一切ノ発

S 9451-2 1767

見ノ事實ヲ此世カラ葬ツテ了ハナケレハナラヌト云フ  
澤刑事ヲ殺シテ了ラナケレハ完全ニ逃ケルコト  
目的ヲ達スルコトカ出来カイト考ヘルハ此場ノ情勢  
トシテ自然ノ成行テアリマス  
唯ノ物盗ヲタケテモ家人ガ眼覺ヲ聲テ出セハ殺ス  
氣ニナル位テアリマス、自分タケテ迷惑ヲナイ同クテ  
握リ合ツテ居ル同志三十有余人ト或ハ表以上ノ多數ニ  
カルカモ知ラズイト迷惑ニナルノテアリマスカラ被告  
人犠牲ナル覚悟ナラ完全ニ此新聞班ヲ発見テ  
防ウコトカ出来ルコト考ヘルハ苟然テス  
サレハ被告モ未審ニ此心持テ判然ト申シテ居マス即  
警察ヲ調ヘラレハ私共同志カ一同ニ秘密會合ヲ持  
ツタ事カ曝レテ夫レニ干係シタ同志カ皆拳ケラレルテ  
アラウシ無産者新聞無産青年ノ讀者班ノ同志全部  
迷惑カケル事ニモナラウシ又我々同志ガ續ケテ來

S 9451-2 1768

I-0692

夕運動を挫折スル事ニナルテアラウソウスレハ自分一人ノ  
犠牲ヲハ済マナクナルト思ヒマシタ故(中略)私ハ計シテ  
モ逃ケナケレハナラヌカ夫レニ付テハ小澤巡查ヲヤツケテ  
逃ケル外ニハ道カ無イト思ヒ突然同巡查ヲヤツケル決  
心ヲシマシタ、ヤツケルトハ殺シテ了ラフ意味テ述ベ  
テ居リマス、之ハ被告劉宗煥ノ尙時ノ差迫ツタ氣持ヲ  
卒直ニ述ヘタモノト考ヘルノ他ハアリマセヌ、此決心ハ  
實際ス様ナ立場ニ置カレタ被告トシテ極メテ自然ニ生  
スル心持テアルト云ヘマセウ  
而モ被告劉宗煥カ平素警察官ニ對シテ持ツテ居ル心  
構等カラ推シマシタナラ、此決心カ出来タト云フコトハ尙更  
尙然ノ事ト肯カレマセウ  
以テ犯行時ノ事情  
ソレカラ劉宗煥ハ如何シタテセウ、同人ハ直ニ此決心ニ  
相應シイ行動ヲ取ツタノテアリマス、即チ蹲シテ無新テ

劉宗煥

S 9451-2 1769

トテ取纏メテ居タ小澤刑事ノ隙ヲ狙ツテ突然飛ヒ付  
キ右手ヲ以テ其ノネクタイノ結ヒ目ヲ掴ムト同時ニ左  
手ヲ小澤刑事ノ左額ヲ押シテ後ノ壁ニ押シ付ケ右手  
ニ掴ダネクタイヲ小澤刑事ノ後横ノ方ニ捻ルヤウニ別  
張ツタノテアリマス、ソレシテ刑事ハ両足ヲ擲ケ出シ壁ニ  
凭レ掛リマシタ處ヲ尙小澤宗煥ハ左膝ヲ同刑事ノ胸  
ニ當テ右足ヲ立テ、ノシカ、ツテネクタイヲ頸ヲ絞メタ  
ノテアリマス、此事ハ被告モ尙公廷ニ於テ申シ述ヘテ居  
ルノテ陪審員諸君ノヨク御承知ノトコロト思ヒマス、  
其時小澤刑事ハ擲ケ出シテ居タ両足ヲバタクサセ  
マシタカ劉宗煥ハ側ニ立ツテ居タ劉祿鍾ニ對シテ「オ  
ヤサ」ト云フ朝鮮語ヲ発シタノテアリマス  
此言葉ハ冗談ノ場合ニモ用ヒルカ「殺サウ」ト云フ意  
味テアルエトハ相違ナイ、ソレシテ右ノ場合「オヤサ」ト云フ  
言葉カ口癖トシテ自分ノ口カラ出タト思フト云フコトヲ

S 9451-2 1770

I-0692



劉宗煥自身モ尙公判ヲ申シテ居リマス  
ノコテ劉祿鐘ハ如何シタテセウ  
自分ノ同志シカモ一緒ニ下宿シテ居ル劉宗煥カ小澤刑  
事トアラン限リノカテ格闘シテ居ルノヲ眼ノ前ニ見セラ  
レテ居ル劉祿鐘カ宗煥ニカヲ貸サスニ居ラレマセウカ  
加之新聞班ノユトニシテモ自分ハ全ク同シ立場ニアルモ  
ノテアツテ

他ノ同志ニ対シテモ宗煥ト同様ナ責任ヲ持ツモノヲ  
アリマス何テ袖手傍觀スルコトカ出来マセウ「チユギサト  
去ハレナクトモ一緒ノ心持ニナツテ刑事ヲ殺ス氣ニナルテモ  
ウマシテ其際ハ刑事カ両足ヲバタクサセテ階下ノ人ニ知  
ラレソウナ状態テモアリ又ソレハ刑事カ起テ上ラウトスル  
刑ニモ見エテ處ヘ「チユギサト云ハレタノテスカテ宗煥ト  
同シ氣持ニナリニ人テ刑事ヲ殺サウト云フ氣ニナツタ  
ノハ尙リ前ノ事タト思ハレマス

劉 九

劉祿鐘カ予審テ「宗煥カ自分ニ対シテ殺サウト故カヲボ  
マシタカラ私モ亦宗煥ニ手傳ヒ小澤巡査ヲ殺ス氣ニナリ  
同人ノ足ヲ抑ヘ付ケテ居リマシタト述ベテ居ルノハ尙時  
祿鐘ノ氣持ヲ偽リナク現ハシテ居ルト申シテ差支ナイト  
思ヒマス

斯様ニ人テカヲ合セテ刑事ヲヤツケテ居ル内ニウ、シ  
ト呻キ聲ヲ出シテ刑事ハ勤カナクナツテ了ワタト認め  
キテアリマス

以上ノ状況カラ思ヒ合セテ果シテ被告人等カ尙公延テ  
主張スル如ク殺ス氣カナカツト云ヘルテアリマセウカ尙  
職ハコレタケノ事實カラ見テモ殺意カアツタ事ハ疑フ余  
地ハナイト思フノテアリマスカ尙尙時ノ諸種ノ事情ヲ  
手前次第ニ取り上ケテ殺意ノ有無ヲ判定シテ見マ  
セウ

(九) 殺意認定其他ノ資料

S

9451-2

1772

S

9451-2

1771

I-0692

先ツ前時ノ被害者ト被告人トノ身体ノ位置、姿勢等ヲ  
觀察シテ下サイ、小澤刑事カ突然ニ押シ倒サレタ時ニ  
ハ両足ヲ擲ケ出シ腰ノ後方一尺位隔テ夕處テアル壁ニ  
頭部ヲ押シ付ケラレテ上半身ハ此壁ニ凭レカ、ツテ半  
ル形ニナツタノテス、此ノ様ナ姿勢ハ人ノ最モ防禦ニ不  
利ナ形アリマシテ此姿勢ニ於テハ両手ニ力カ全然入  
リマセヌ、抵抗不可能ノ体形ナノテアリマス之ニ反シテ劉  
宗煥ハ前屈ニ立ツテ居テ而モ右膝ヲ同刑事ノ胸ニ前  
テ、居ルノテ謂ハバ膝ヲ押ヘ付ケテ乘リカ、ツテ居ル形  
テス、劉祿鍾ハ同刑事カ自由ニ出來ル唯一ノ部分テア  
ル兩足先ヲ兩手ヲ抑ヘテ了ツテ居ルノテス、之テハ嬰兒  
ノ手ヲ捻ルト同シテ如何ニ刑事巡查トハ謂ヘ被告等ノ  
自由ニ為スト口口ニ任セルノ他ハナイノテアリマス、  
此状態ニ於テ額ヲ抑ヘ付ケテネクタイヲ捻リナカテ引張  
ツタハテハ耐リマセヌ、ユレタケヲ觀察シテモ死ヌトハ思

劉十



9451-2

1773

ハナカツタトハ云ハナイテセウ  
次ニ証拠品トシテ其處ニ在リマスネクタイノ結ニ目ヲ  
御覽下サイ宛然石コロノ様ニ硬クナツテ居リマス、  
此處ヲ摑シテ如何ニカヲ入レテ引張ツタカハ判リマス人間  
ノ頸ヲネクタイテユンテニ点引張ツタ絞メテ死ヌトハ思ハ  
ナカツタト云フノハ甚タ受取リニクイ話テアリマス  
次ニ鑑定書、鑑定証人ノ証言及ヒ檢証調書添附ノ  
寫眞ニ依リマシテモ判ルヤウニ被害者ノ頸ノ周リニ如何  
ニ深ク大キク索溝カ出來テ居ルカ、才判リテセウ、而カ  
モ頸ノ右側部ニ長サニ寸九分、左側部ニ長サニ寸四部七厘  
ノ細長イ暗赤褐色ノ痕跡カアリマス、而カモ其表皮ハ  
剝脱シテ居マス之ハネクタイカ最モ強ク劣ツタ部分ヲ  
アリマシテ暗赤褐色ニナツタノハ絞メラレタ際ニ皮膚ノ  
下テ出血シタノテアリマス、如何ニネクタイカ強ク被告劉  
宗煥ノ手ニ依ツテ引絞メラレタカカヨク才判ト思ヒマス



9451-2

1774

I-0692

尙小澤刑事ノ屍体ノ顔面ノ右外眦部ノ上ニ胡桃大ノ  
腫脹部カアツテ同様皮下出血ヲシテ居リマスカ之ハ左  
額ヲ劉宗煥ノ右手テ押サレタ爲メ反對側ノ此部分カ  
壁ニ崩ツテ出來タ損傷アリマス、之亦如何ニ宗煥カ  
右手テ押シタカ有カニ物語ツテ居ルモノト思ヒマス  
被害者ハ一五八仙米突即ケ五尺二寸一分ノ男テス決シテ  
大キイ方テハアリマセ又此ノ人カ壁ニ倒レカ、ツテ居ルトコロ  
ヘ其胸ヘ膝テ乘リカ、ツテ二人ガ、リテ抑ヘテ一方ハ令申  
ス様ナカヲ筆メテ頸ヲ絞メタノテス、ソレテモ死ヌカモ思  
ハナカツタトハドウシテモ去ヘナイコト、思ヒマス  
ソシテ其時間カテス決シテ一瞬間トカチヨツトトカ云フノ  
テハナイノテ、劉祿鐘ハ菊公廷テハ三分間足ヲ抑ヘタ  
ト申シテ居リマスカ予審テハ五六分間ト述ヘテ居リマス  
劉祿鐘カ足ヲ抑ヘテ居ル其ノ以前ヨリネクタイヲ引張  
ツテ居リソシテ足ヲ放シタ後迄モ其状態ヲ續ケタラシ

劉 十一

S 9451-2

1775

イト云フ劉宗煥ノ供述ヨリ考ヘマシレハ大分長イ間ネクタイ  
ハ咽喉ヲ絞メテ居タモノテアリマス、突然ニシカモ抵抗  
ナシノ者ヲコレタケノ時間絞メラ死ヌト考ヘナイ譯ニハ  
行キマセ又、  
被告人等ノ自供ト現場ニ残サレタ諸種ノ痕跡カラ考ヘ  
テモ之タケノ事情カ判ルノテアリマシテソレカ被告人ノ殺  
意ヲ認メルニ執レモ充分ナモノバカリテアリマス被告人等  
トシテ見マシレハ相手ハ死ンテシマツテ居ルノテスカラドンナ  
自分ニ利益ナクトテモ勝手ニ去ヘル譯テアリマス、之ニ及  
シテ被害者ノ方ハ菊時ノ事情ヲ述ヘタクモ述ヘルコト  
ハ出來マセ又、訴ヘタクモ訴アルコトハ出來マセ又、若シ  
小澤刑事ニシテ此公廷ニ立ツテ陪審員諸君ハ菊時語  
ルコトカ出來タトシタナラハ被告人等ノ供述ニ對シテ何  
ト云フテアリマセウカ、ソレハ陪審諸君ノ御想像ニ才任  
セスルノ他ハナイノテ下リマス

S 9451-2

1776

I-0692

(十) 犯行直後

被告兩名ハ兎ニ角斯様ニシテハ小澤刑事ヲ死ナシテシマツテカラドンナ事ヲシタテアリマセウ、其後ノ兩名ノ行動ニハ死又トハ思ハナカッタ者カ意外ニ死ノ結果ニ直向シ吃驚シタ態度カアツタテセウカ  
被告劉宗煥ハ小澤刑事カ壁際ニ打伏セ倒レテ了ツタノレカカラ布団ヲ頸ノ所カラ足ノ方ヘ掛ケテ置イテ無産新聞等ヲ取纏メテ階下ニ持ケ行キソレカラ上リ口ニアツタ小澤巡査ノ靴ヲ隠シテ多賀方ヲ出マシタソシテ戸越農園マテ行キ此處ヘ無新等ヲ隠シテカラ品川ニツ本ノ知人方ニ行ツタト尙公廷ニ於テモ申述ヘテ居リマス、劉祿鐘モ同様テ小澤刑事カ勤カナクナツテカラモ平氣ヲ階下ヘ降ツテ戶外ヘ行ツテ了ヒ、斯クテ被告人等ハ知人ヲ出ツテ逃ケ廻ツテ井タノテアリマス、之カ死又トハ思ハナカッタノニ死シ

劉 宗煥



9451-2

1777

テ了ツタト云フ意外ノ場合ノ行動テアリマセウカ、始メカラ殺シテ了フト思ワツテヤツテソシテ予期ノ如ク死ンテ了ツタ時ニコソ出來ル行動テアリマス布團ヲ掛ケテ捨モ人カ寢ソヘツテ牛ル様ニシテ置イタリ、靴ヲ隠シテ他ノ人カ上ツタノテナイ様ニシテ置イタリ少シテモ事ノ発覚ヲ避レカス様ナ方法ヲ取ツテ逃ケテ居ルノテアリマス死ナシタクナカツタラモ少シ事ノ意外ニ驚クトカ逃ケル途中テテモ医師ヲ頼ンテ置クトカシサウナモノト思ヒマス

(十一) 犯行後

逮捕サレテカラ被告人兩名ハ警察署ヲ殺意ヲ自白シテ居リマス、ソシテソレハ眞実悔悟シテ被告等ノ尙時ノ心持ヲ告白シタモノテアリ決シテ其取調ニ無理カアツタモノテナイト云フ事ハ取調ノ任ニ荷ツタ証人谷口警部ノ証言ニ依リ明瞭テアリマス  
被告等ハ予審ニ於テモ同様前後約五回ニ亘ル訊問ニ



9451-2

1778

I-0692

對シテ明白ニ殺意ノアツタ事ヲ供述シテ居リマス。予審ニ於テ取調ヘラレタ期間ハ一月下旬カラ六月二十日頃迄テ約半歳ノ間テアリマス。其間終始殺意ヲ肯定シテ居ルノテアリマシテ尙公廷ニ於ケル様ナ供述ハ一度モ致サナカッタノテアリマス。ソシテ何故致サナカッタト云フ事ニ就テハ被告人等ハ判然シタ答弁ヲ致シテ居リマセヌ。

被告人ノ弁解ヲ信シ得ルヤ  
被告人ノ弁解ヲ殊更ニ排斥シヤウト云フノテハアリマセヌ。テ信シ得ラレルモノナレハ之ヲ信シテヤリタイノテアリマス。如何セン其弁解自体ニ矛盾カ含まレテ居ルコトテアリマス。被告兩名トモ尙公廷テ逃ケルノカ目的テアツテ殺ス氣ハナカツタト申シテ居ルノテアリマス。此場合完全ニ逃ケルニ殺ス以外ニ如何ナル方法カアツタカヲ被告ハ申述ヘテ居リマセン。又逃ケルニハ實際殺スノカ最モ其目的ニ添フ方法ナノテアリマシテ被告兩名カ逃ケル為ニテ強調スル

劉十三

ノハ結局「殺」ト云フ事ヲ強調スルノト同一結果ニナルノテアリマス。又被告等ノ弁解ノ骨子タル「殺ス氣ハナカツタ」ト云フ事實ハ他ノ何レノ事情トモ一致シナイノテアリマス。頸部ノ索溝ノ具合ト云ヒネクタイノ結ヒ目ノ硬クナツテ居ルコト、云ヒ其他總テノ事情トモ尙公廷ニ於ケル弁解トハ一致シマセズ。之ニ反シテ予審ニ於ケル供述ハヨク一致スルノテアリマス。斯ノ如ク尙公廷ニ於ケル弁解タケク他ノ一切ノ事情ト掛ケ離レテ本ニ竹ヲ接イタヤウニ見エルハ如何ナル譯カラテアリマセウカ、コレハ無理モナイコトテアリマシテ犯罪後間モナクハ悔悟ノ情カ強イタメニ眞実ヲ告白致シマス。カ時日カ経過スルニ連レテ自然刑ノ輕カラシコトヲ希フヤウニナリマス。從テ被告カ其供述ヲ離シタカラトテ之ヲ責メルノハ酷テアリマス。兎ニ角予審テ被告カ言ツテ居ルトコロヲ信スヘキカ尙公廷

S 9451-2

1780

S 9451-2

1779

I-0692

テ被告カ言ツテ居ルトコロヲ信ス、ヘキカヲ判断シサハスレハ  
宜シイノテス、ドケラモ同シ被告人カ同シロカラ言ツテキル  
トコロテアリマス、ドケラヲ信スヘキカハ既ニ陪審員諸君  
ハヨク御判ニナツテキルコト、思ヒマス

十三) 結語

當職ハ決シテ被告ヲ憎シテ強テ之ヲ重イ罪ニ陷シタ  
イトハ考ヘテ居リマセン、殺意カアルトシテモナイトシテ  
モドケラテモ宜シイノテアリマスカ唯希望スルトコロハ  
事實ノ認定ヲ誤ルコトノナイ様ニ立ツテ居ルノテアリマス  
事局ハ殺意アリト云フ結論ニ立ツテ居ルノテアリマス  
カ怒ラク陪審員諸君モ同一判断ニ達シテ居ラル、コ  
ト、考ヘマス、何レニシテモ裁判ハ國家ノ意思ノ一ツノ現レ  
テアリマス、諸君カ國家ノ陪審員トシテ立タレテキル以上  
國家ノ意思ヲ諷ツテ表出スルコトノナイ様ニ何處マテモ  
正シク事實ヲ看、正シク判断ヲサレル様ニオ願ヒシ

テ置キマス之ニテ尙職ノ論告ヲ終リマス。

別十五

S 9451-2

1782

S 9451-2

1781

I-0692

思想語彙

其ノ十

資本主義 資本主義とは労働力も亦商品とされる。發  
展の最高段階に於ける商品生産の一般の支配的とな  
れる社會制度である。労働力の商品化は、その結果と  
して資本家による余剰價値の獲得を可能ならしめる。  
従つて、資本主義はまた、労働の商品化により、利  
潤即ち余剰價値を生産する社會制度である。資本主義  
は單なる經營又は企業の一形態の様相を指すものでは  
ない。資本主義は一つの社會制度全体であり、社會制  
度變革の過程に於ける一段階である。乃ちそれは中世  
封建制度の社會の胎内より辯證法的に發生し來れる社  
會制度である。資本主義又は資本主義的經濟制度の發  
生過程は、之れを資本主義以前にその端緒を求むるを  
必要とする。中世に於て多分の自己經濟的要素を有す

思

S 9451-2

1783

る莊園經濟に於ける生産が發達し、そこに余剰生産が可能  
となると共に、交換が發達し、その隨伴現象としての貨  
幣經濟化は、交換を益々助長し、市場の勃興及び固定を  
招致し、それの中世都市を發生せしめた。中世都市は、  
商人及び手工業者の手によつて建設されたと言ふも妨げ  
ない。この兩者は結合して都市を封建領主の手より独  
立とし、前者は商人ギルドにより、後者は手工業者ギルド  
によつて團結した。

十字軍の遠征、東方との貿易、西政への中繼貿易等に  
より當時の商人は巨萬の富を獲得した。イタリー諸都  
市、ハンザ同盟諸都市はその例證である。千五百年末  
葉に始まつた、發見時代以後は新航路の開通、原料獲  
得地の拡大、生産品販賣區域の拡大化による商業の繁  
榮、金銀の歐洲への流入と資本化と、他方それらの新  
発見地に於ける掠奪、虐殺、誦詐等による暴富の獲得

S 9451-2

1784

I-0692



とのために、政洲に於ける商人は非常に富シ。所謂  
商業資本家の發現し彼等は商業資本を蓄積すると共に、  
また高利貸として、多くの資本を蓄積した。此時代を標  
して經濟史家は商業資本主義、高利貸資本主義の時代  
と云ふ、かくして蓄積せられた資本を稱して原始的又は本  
源的蓄積と云ふ。この原始的蓄積は資本主義發達の重大  
なる一要素をなす。

また、中世都市に於ける手工業（それは莊園手工業よ  
り發達し來つた）も、この氣運に乗じ、組合の力によ  
つて益々發展し、一時は都市貴族たる商人を壓して  
都市の實権を握り所謂平民都市時代を現前せし  
めた。従つて技術も發展し、生産力を異常に増  
加した。

かかる新時代の出現は需要を非常に昂め、そ  
のことは生産力の發達に反作用を及ぼし、工業

思  
二

の技術的方面、続いて組織、經營方面の進歩を促進し、  
遂にギルドの如き制限的束縛的組織を打破するに至つ  
た。殊に手工業、家内工業より工場手工業となるに  
及んで、生産力の發展は奔放となつた。この技術の發  
展と需要の増加の相関々係は、資本主義發達の重要な  
第二の要素をなした。經濟のかかる進化は、種々の原因  
によるプロレタリアの増加（ギルドの徒差の増加、封建  
的從屬制度の解消、宗教的原因によるプロレタリア  
の増加、土地買占、エンクロージユア等の諸原因の結果  
として）を見、これらのプロレタリアは職を求めて農村  
より都市に集中し來つた。かかる労働力の過剰は、第  
三の資本主義發達の要素であつた。

これらの諸要素の發展は遂に千七百年の末葉から  
千八百年の末葉にかけて、西政各國に所謂産業  
革命を勃發せしめた。産業革命は一言にして言へば、機



9451-2

1786



9451-2

1785

I-0692

械として水を動かす自然力以外の動力(蒸気)の發明である。

此産業革命は資本主義を確立せしめたのである。産業革命によつて資本が確立せらるると共に、生産力は異常に發達し、工場制度が完成し、生産手段を私有する資本家と、労働力のほかに何もも持たざる労働者との二階級が対立するに至つた。その後資本主義は、凡ゆる中世の桎梏的諸関係を断ち切りつゝ、上向的に發達し遂に今日の帝國主義の時代に入つた。独占、金融資本の制覇、産業の合理化等が現在に於ける資本主義の特徴である。資本主義の發達はそれ自らの中に崩壊への矛盾の萌芽を育成する。失業の固定化、生産の制限、独占の強化、自由競争の衰頹、それらは資本主義から次の社會制度への変革過程に於ける矛盾の諸様相である。

思 三

参考書

石濱知行、資本主義の成立とそれ以後に於ける經濟の發達(改造社、經濟學全集、オ三十三卷)

石濱知行

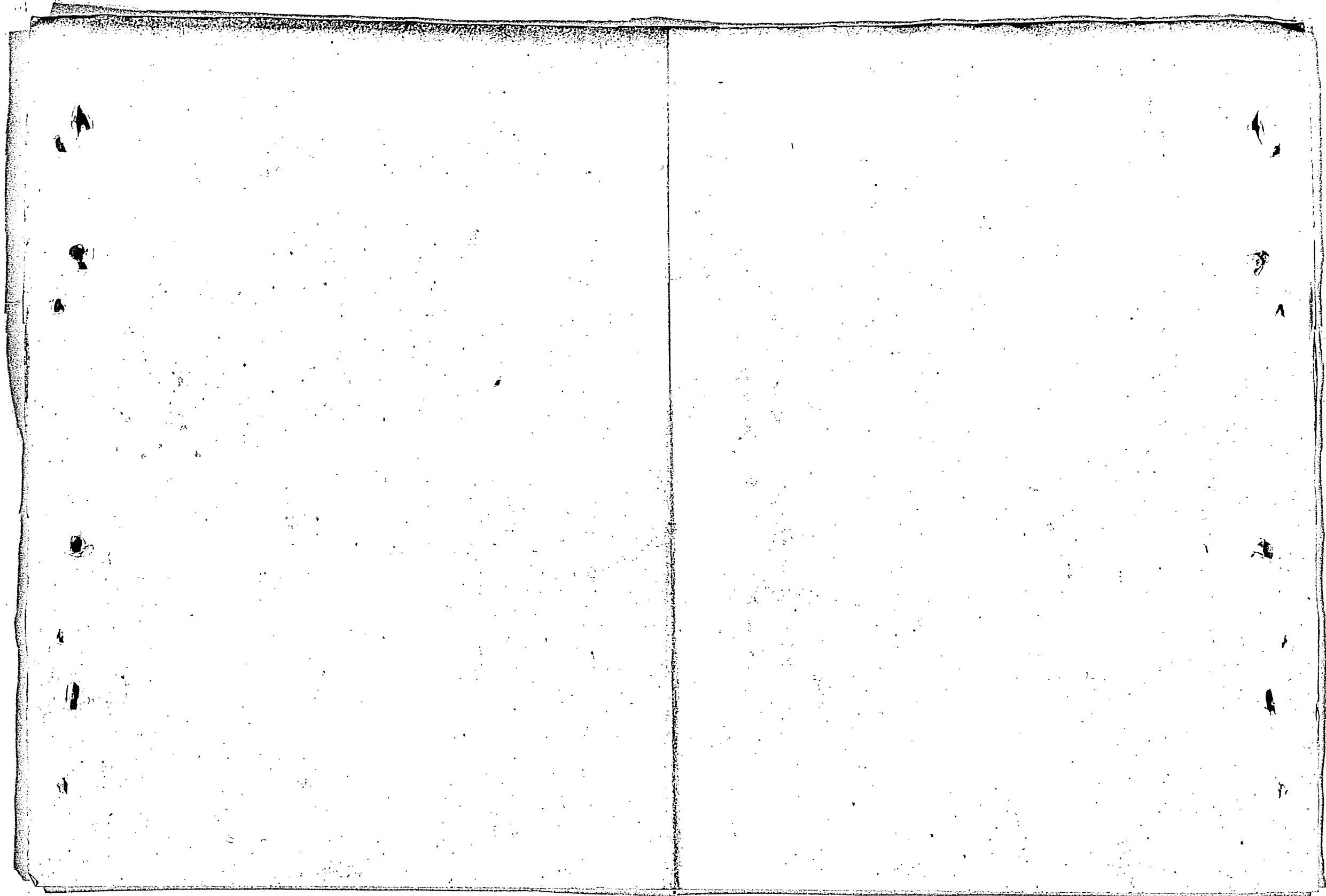
S 9451-2

1788

S 9451-2

1787

I-0692



I-0692



三編 三編

昭和七年四月十五日

25  
2

# 思想月報

第二卷 第一號

高等法院檢察局思想部

秘

外工 4.5.1.1-1)

- 目次
- 一 支那人襲撃事件判決確定 (芥七報)
  - 二 戦旗に依る擴大強化 (函館に於ける共產黨員事件判決)
  - 三 無青に依る擴大強化 (日本共産青年同盟員事件判決)
  - 四 社会主義と民族運動 (山 佐野学)
  - 五 日本共産主義實行運動
  - 六 最近思想事件
  - 七 思想語彙 (山)
  - 八 思想事件月表 (昭和七年一二月分)
  - 九 全鮮思想事件表 (昭和六年々表)

本館に於て  
印刷  
思想部  
昭和七年四月十五日

S 9451-2

1790

S 9451-2

1789

I-0692



平南	鐵工	四〇	一年六月	李達烟
鐵工	鐵工	三二	一年六月	林元日

以上二十三名  
 (累計八百六十七名)  
 ◎右累計昭和七年四月五日迄有罪判  
 沃確定ミタレモノナリ

S 9451-2

1793

I-0692